
6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

川上ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成26年5月23日までに検討の場を1回、幹事会を6回開催した。

検討の場の規約については、P6-6～P6-10に示す。また、これまでの検討の場の開催状況は、P1-1の表1.1-1検討の場実施経緯を参照。

6.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

(1) 第1回幹事会

平成23年1月19日に開催した第1回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大阪府〕都市整備部長代理

- ・既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量の代わりとして、高山ダムや青蓮寺ダムの利水容量を活用することで、川上ダムの建設費縮減の可能性がある。淀川水系全体で活用できるストック（容量）の再編、再開発なども含めて検討をお願いしたい。

〔三重県〕県土整備部長

- ・岩倉峡を何としても開いてもらいたいという思いであったが、下流に負担をかけるということで、川上ダムと遊水地と河道掘削の3点セットを受け入れたという歴史がある。もう既に500億円以上投資しており、40戸の移転も完了している。このことも十分踏まえて、上下流のバランスを考慮しながら速やかに検証を進めていただきたい。

(2) 第2回幹事会

平成24年3月23日に開催した第2回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔伊賀市〕産業建設部長

- ・上野遊水地を掘り下げ案は、現在耕作等をしており実現性の観点で非常に困難と思われる。新規の遊水地案についても実現性の観点で非常に困難と言わざるを得ない。

〔三重県〕県土整備部長

- ・早期に治水上安全な地域にしていきたいというのが一番の願いであり、最終的な検討の中では、治水効果の発現のスピードについても、ぜひ考えていただきたい。

〔京都府〕建設交通部長

- ・利水容量の有効活用について、水需給の部分をどう捉えていくのかということが

大事なことだと考える。水需要の動向など流域の状況の変化や既存ダムの有効活用の観点等を踏まえて、きちんと検証していただきたい。

(3) 第3回幹事会

平成24年10月1日に開催した第3回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔三重県〕 県土整備部長

- ・川上ダムは、伊賀地域の浸水被害の軽減と水道水源を守るためにも必要不可欠な施設と認識している。遊水地、河道掘削、川上ダムの3点セットで苦渋の選択として受け入れたという経緯がある。また、家屋移転は終わっており、工事を残すのみ。川上ダムの建設に係る伊賀市の水道の償還金という問題もあり、これ以上の遅延は許されない。速やかな検証と早期完成をお願いしたい。

〔大阪府〕 都市整備部長代理

- ・(水需要の情勢の変化は) 今後の「他用途ダム容量の買い上げ」の検討に影響することから、これらが反映されるよう早期に利害者に水需要の動向をしっかりと確認し、検討を進めていただきたい。

〔京都府〕 建設交通部長代理

- ・川上ダムの治水効果には、非常に期待しており、当初からできるだけ早い川上ダムの整備をお願いしてきた。できるだけ早く検証手続きを進めてもらいたい。

(4) 第4回幹事会

平成24年12月13日に開催した第4回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔京都府〕 建設交通部長代理

- ・川上ダムの事業については、現在実施中の工事のみならず今後の事業実施に際してもさらなるコスト削減に努めて総事業費の削減に努めていただきたい。

〔大阪府〕 都市整備部長代理

- ・神崎川の放水路という代替案は、洪水リスクを転嫁する案であり、実現可能性は非常に厳しい。コスト面でも非常に膨大であり、全然実現性がない。

〔京都府〕 建設交通部長代理

- ・既存ダムの有効活用において、水源取得に関する費用等を総合的にまとめていく上で、利害者の意向確認や調整が不可欠と思われる。

(5) 第5回幹事会

平成25年3月1日に開催した第5回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔伊賀市〕 水道部長

- ・現在、伊賀市では、独自に川上ダムに関する検証・検討委員会を行っており、そ

の中で、今回新規利水対策案の1つとして検討するとされた青蓮寺用水幹線水路を活用する案が大きく取り上げられているところである。この案については、十分検討いただくようお願いしたい。

(6) 第1回検討の場及び第6回幹事会

平成26年5月23日に開催した第1回検討の場及び第6回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔三重県〕鈴木知事

- ・昭和43年度に、三重県及び伊賀市で伊賀地域の治水対策として、岩倉峡の開削は、都市化の進む下流地域の洪水リスクを高めるということから、川上ダム、上野遊水地と河道掘削で対応するという治水対策を苦渋の選択で受け入れた経緯がある。
- ・昨年9月の台風18号において、伊賀市内で大規模な浸水、木津川沿いの国道の崩壊で住民生活に甚大な被害が発生した。一方で、ダムのある名張川流域では、そのような被害はなかった。そういうことを踏まえて災害直後には伊賀市議会、また地元の自治会の皆さんから、川上ダムの早期完成の要望をいただいております、三重県としては、一日も早く検証を終えていただき、川上ダムの完成を強く望む。
- ・その際には、建設期間をできるだけ短くしていただき、さらなるコストの縮減にも努力をしていただきたい。
- ・苦渋の選択から約50年間、住民の皆さんのつらい気持ち、重い不安、そういうものが消えることはない。本日の評価を踏まえ、一日も早い、川上ダムの早期完成をお願いしたい。

〔三重県〕県土整備部 土井部長

- ・総合的な評価において、「水源取得の取り扱いは、種々の条件を整理するなど、複数の関係利水者と十分に協議することが必要である。また、協議に時間を要する」とあるが、経験的に、非常に多くの関係利水者について、未利用水の協議をしていくということは、並大抵の期間ではできない。ここに想定される3年以上の期間がかかってくるのではないかと思っている。昨年度の台風18号の災害等もあり、これだけの期間をさらに待つというのは、三重県としては耐えられない。

〔京都府〕京都府知事代理 建設交通部 東川部長

- ・昨年の台風18号の被害の軽減にたくさんのダムが役立ったということを感じている。
- ・木津川の下流域の京都府としては、ダムへの感謝とともに、ダムを管理している各行政機関、関係者の皆様に改めて感謝申し上げたい。川上ダムについては、実施計画調査開始以来、約30年かかっている。川上ダムの事業に関して、関係機関や地元の方々に大変ご苦勞をお掛けしているということに改めて感謝申し上げたい。
- ・今日検証していただいた結果を受けて、一日も早く、所要の検証を終えていただ

-
- き、川上ダムの早期完成をしていただけるようお願いしたい。
- ・事業実施に向け、さらなるコスト縮減や工期の短縮をお願いしたい。
 - ・川上ダムに関しては既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量というものがあるので、木津川の治水安全度の向上のために、この容量を洪水時に河川の水位を下げるために有効活用をしていただけるようなことも併せて要望したい。

〔大阪府〕大阪府知事代理 都市整備部 吉村技監

- ・昨年9月の台風18号も含め、近年、幸いにも大阪府域では淀川が溢れるような大きな被害は発生していない。これも上流の皆さんの協力を得て、ダム群が整備されているおかげで、下流域の大阪府としては、これからも上流の協力を得て、川上ダムのような上流で洪水を貯める治水対策をできるだけ早く、かつ着実に進める必要があると考えている。
- ・一方で、今回の検証にあたり、水需要予測の下方修正を踏まえ、周辺の既存ダムの利水容量を有効活用することを検討して、川上ダムの建設コストの縮減を求めてきたところである。本日示された検討結果では、利水容量の有効活用によるコストの縮減には至らなかったが、検討の過程で既存ダムの利水容量のうち、活用可能容量が示され、今後、その活用なども含めた検討組織として、別途、「淀川水系水利用検討会」をスタートしていただいた。このことは非常に前進であると評価しており、具体的な検討を今後進めていただきたい。
- ・本日の検討結果をもとに、次の段階である、学識者や関係住民の意見聴取を早急に実施していただき、知事への意見照会の際に、聴取されたご意見や検討会の検討状況も踏まえ、改めて大阪府の意見を申し上げたい。

〔奈良県〕奈良県知事代理 県土マネジメント部 河川課 平岡課長

- ・残りの手続を速やかに行っていただき、早期の事業着手をお願いしたい。

〔伊賀市〕岡本市長

- ・第3回の幹事会でも示されているとおり、伊賀地域においては、過去から幾度となく浸水被害に悩まされてきた。河川改修計画として、上野遊水地事業、木津川上流域の河川改修、川上ダム建設事業の3点セットによる治水対策が立案されたところである。これらの施策は伊賀市の治水対策の根幹を成すものでいずれも欠かすことはできない。
- ・一昨年の平成24年の台風17号では、伊賀市内で床上浸水が4棟、床下浸水38棟、昨年25年台風18号では、床上浸水が52棟、床下浸水が51棟と、2年連続で浸水被害が発生しており、早急な治水対策として、ダム建設を市民は求めている。
- ・利水の面においても、川上ダムからの受水を前提として三重県企業庁において実施された伊賀水道用水供給事業を平成22年4月に伊賀市が継承した。しかし、暫定豊水取水で稼働率およそ50%しかなく、昨年市が独自に設け審議された川上ダ

ムに関する検証・検討委員会からの上申に基づき、水需要と水源などの見直しを行った結果、川上ダムに現計画での利水を求めないと安定した水道水の供給ができないとの結論に達した。

- ・昨年12月、市議会が改めて川上ダムの早期建設を決議したことから、川上ダムの検証作業を終え、本体工事を早期に着手していただくよう、願います。
- ・ダム工事がこれ以上、遅延しないよう、現計画以上の市の負担が生じないよう、切に望む。

〔八幡市〕八幡市長代理 都市管理部 田中部長

- ・昨年、一昨年とも床下、床上浸水で甚大な被害を被っている。各河川のダムの方が非常に頑張っていたという認識を持っている。川上ダムについても、早期の着工をお願いしたい。
- ・コスト縮減についても検討をよろしくお願いしたい。

〔守口市〕守口市長代理 下水道部 渡辺部長

- ・上流のダムが、昨年の大雨のときでも、非常に役立ったというように聞いており、今後ともこの川上ダムについても、進めていただきたい。

川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、第5条に規定する検討主体による川上ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、地域の意向を十分に反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について意見を述べることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の構成員は、必要があると認められるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成される。
- 3 必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。
- 4 検討主体は、幹事会を招集し、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 5 幹事会の構成員は、幹事会において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 6 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(検討主体)

第5条 検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構をいう。

検討主体は、実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（原案）を作成する。

(流水の正常な機能の維持の観点からの検討)

第6条 流水の正常な機能の維持の観点からの検討にあたっては、主な検討対象区間が三重県管理区間内であるため、検討主体は河川管理者である三重県とともに検討を行うものとする。

(情報公開)

第7条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙-3「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第8条 検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構関西支社に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成23年 1月17日から施行する。
平成24年 3月23日一部改正。
平成24年10月 1日一部改正。
平成26年 5月23日一部改正。

「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

三重県知事

京都府知事

大阪府知事

奈良県知事

伊賀市長

八幡市長

守口市長

国土交通省近畿地方整備局長

独立行政法人水資源機構理事長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局長が行うものとする。

「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

三重県地域連携部長

三重県県土整備部長

京都府建設交通部長

大阪府都市整備部長

奈良県県土マネジメント部長

伊賀市建設部長

伊賀市水道部長

八幡市都市管理部長

守口市下水道部長

国土交通省近畿地方整備局河川部長

独立行政法人水資源機構関西支社長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局河川部長が行うものとする。

川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会 公開方針

検討の場及び幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

(1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については、公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は、近畿地方整備局及び水資源機構関西支社において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- ・議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討の場及び幹事会開催後、構成員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。

(4) 記者会見

- ・検討の場及び幹事会終了後の記者会見は行わない。

(5) その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・カメラ撮り等は冒頭部分のみ可能とする。

6.2 パブリックコメント

川上ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案）以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 意見募集期間

平成24年12月21日（金）～平成25年1月21日（月）（32日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

- (1) 意見提出者：36名（個人 33 名、団体等 3 団体）

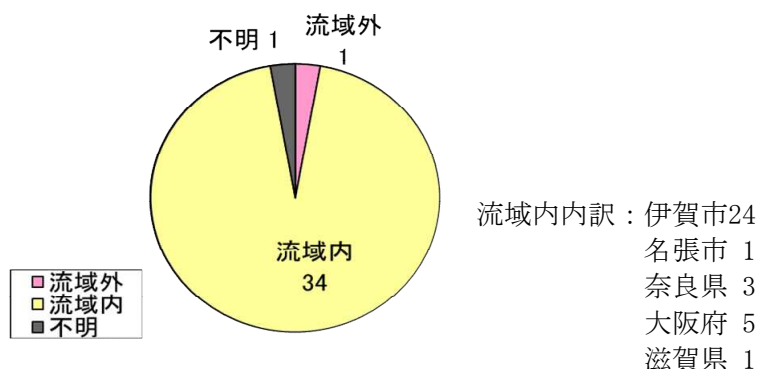


図 6.2-1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・具体的な対策案として治水に関して2件、新規利水に関して4件、既設ダムの堆砂除去のための代替補給に関して2件のご提案があった。
- 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・各目的別の対策案の評価等についてご意見があった。

表 6.2-1 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・上野地区の洪水対策には狭窄部である岩倉峡を開削しない限り、河道掘削では対応できず、川上ダム建設しか解決できない。 ・最近の全国的な異常気象による豪雨が頻発している状況から、とにかく川上ダムの建設を急ぐ必要がある。 ・水没地住民の苦渋の決断、事業の進捗状況からして治水対策には川上ダム建設が最良である。 ・今回の川上ダムを建設しない代替案では、上野遊水地への負荷がかかりすぎ、洪水被害に怯える住民の不安は解消されません。ぜひ現行計画（川上ダム）を採用して下さい。 ・各項目すべて不可能と思います。 ・現実面で治水対策は当初の計画通り遊水地、河道の掘削、及び川上ダムの建設の組み合わせが最も効率的であると思います。 ・川上ダムの代替案として、神崎川放水路や他のダムのかさ上げまで検討するのは適切ではない。 ・治水については役に立たないと科学的に検証済。上野遊水地の完成で十分である。 ・高山ダム、青蓮寺ダム、日吉ダムの活用可能な水道用水量を買い上げ洪水調節容量に充当する。 ・高山ダム及び青蓮寺ダムにおける利水容量の治水転用容量を活用して、現行の高山・青蓮寺ダムの操作に加えて、放流量抑制のための操作を実施する。 ・島ヶ原地点における代替案として、堤防かさ上げ・河道掘削等の河川改修を行う。 ・木津川三重県管理区間における代替案として、河道掘削・樹木伐採・引堤・堤防強化及び道路橋架け替え等を行う。 ・河道内樹木整理・河道掘削を行うべき。 ・堤防強化を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・また、同細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)3)実現性(略)6)地域社会への影響(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 ・また、同細目において「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせで検討する(略)2)ダムの有効活用(略)3)遊水地等(略)4)放水路(略)5)河道の掘削(略)6)引堤(略)7)堤防のかさ上げ(略)8)河道内の樹木の伐採(略)10)決壊しづらい堤防(略)17)霞堤の存置(略)20)樹林帯等(略)23)水田等の保全(略)24)森林の保全(略)」と規定されています。これに基づき、治水対策案についても検討を行っています。 ・なお、川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 ・具体的には、同細目に基づき検討を行った20の治水対策案のうち、河道の掘削（三重県管理区間の樹木伐採含む）・引堤・堤防のかさ上げを中心とする治水対策案に加え、河道の掘削にダムの有効活用（利水容量の買い上げ）などと組み合わせたものも含め、19の治水対策案において河道の掘削・引堤・堤防のかさ上げを含んでいます。20の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「川上ダムを含まない治水対策案」として抽出した4案は全て、河道の掘削を含んでおり、2案にダムの有効活用（利水容量の買い上げ）も含んでおり、ご意見の趣旨に該当する代替案を検討していると考えています。 ・ダムの有効活用（利水容量の買い上げ）については、ダム操作ルールの変更も含めて検討しています。 ・堤防のかさ上げ・引堤については概略評価においてコスト・実現性の視点から棄却しています。 ・河道内の樹木の伐採については、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するよう、継続してその推進を図るとして、全ての案に組み合わせています。 ・堤防強化については、重要と考えており、所用の安全性が確保されていないと判断される区間については、河川整備計画の中でも計画的に進めることとしています。 ・決壊しづらい堤防については、今後開発を進めることは重要だと考えています。しかしながら、現時点において、堤防が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難なため、適用性の視点で採用していません。

表 6.2-2 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・霞堤の導入に賛成。既存のもの以外にも、積極的に新規設置し、氾濫が予測される時は、人命や家屋に危機が及ばない場所に、水の力を逃がす措置を講じるべきと思います。 ・河畔林や水田による一時的に流水のピークをずらせる効果は極めて大きいと考えられるので、長くても3時間で終わる場合がほとんどである集中豪雨を想定し、きちんと評価するべきである。 ・川上ダムの集水域の森林・土地には保水能力・治水能力がありダムを設置しなくても良い。森林保全力をさらに高める為に森林整備を進めるべき。 ・全既設河川管理施設を統合し、全目的の有機的総合的対応策（1例として、利水容量をカットする事前放流操作を容易ならしめるシステム及び組織作りなど）を執れるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・霞堤については、概略評価において実現性の視点から棄却しています。 ・樹林帯等については、流出抑制や災害等の被害軽減等に資するよう、継続してその推進を図るとして、全ての案に組み合わせています。 ・水田等の保全については、20の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「川上ダムを含まない治水対策案」として抽出した4案のうち1案に水田等の保全を含んでいます。 ・森林の保全については、流出抑制や災害等の被害軽減等に資するよう、継続してその推進を図るとして、全ての案に組み合わせています。 ・事前放流については、水位を下げきれず必要な洪水調節容量を確保出来ない場合があり、治水面で川上ダム同様の効果を発現することが困難なため、適用性の視点で採用していません。

表 6.2-3 新規利水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の新規利水対策案の立案及び概略評価について】		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮寺ダムや比奈知ダムなどの利水容量を買い上げ、対策の検討を行うべきである。 ・抽出された対策案よりもはるかに優れた対策案があるはず。対策案5, 6, 9及び11は実現性、コストに疑問があり評価できない。対策案2及び13は、買い上げ容量、導水ルート、導水管径に疑問がある。 ・水系間導水は100km離れた宮川ではなく、2km離れた雲出川を検討するべきである。これは堆砂除去のところで述べられているが、利水のところで述べるべきものである。 ・服部川、柘植川などからの取水を検討すべきである。また、三重用水は完成当初から水の余剰が問題になっており、活用すべきである。 ・ため池の活用の場合、かさ上げではなく、農地の激減で使われなくなった容量が相当あるのでそれを精査して検討するべきである。 ・ため池のかさ上げは、土地の取得が必要であり土地所有者の同意を得たり、水利組合の理解や地域との合意を得ることは不可能である。 ・水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水中水の利用については、現在までの知見で十分に定量的効果評価が可能なのである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する(略)6)ダム再開発(かさ上げ・掘削)(略)7)他用途ダム容量の買い上げ(略)8)水系間導水(略)10)ため池(略)12)水源林の保全(略)15)渇水調整の強化(略)16)節水対策(略)17)雨水・中水利用(略)」と規定されています。これに基づき、検討を行っています。 ・また、同細目において「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性(略)5)地域社会への影響(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 ・「他用途ダム容量の買い上げ」については、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。 ・利水者への意見照会の結果、比奈知ダムについては単独に必要な容量を確保できないため青蓮寺ダムとの組み合わせを検討しています。 ・導水管については、必要な水量が導水可能な管径を設定し、名張川と木津川の間で、既設道路等を利用して最短距離で結ぶルートを設定しています。 ・「水系間導水」については、雲出川等の近接する水系の水利用状況を踏まえ既存利水者への影響を勘案して、宮川から導水する案の検討を行っています。 ・服部川、柘植川については、同じ水系であり、すでに下流において水利用されていることから、既存利水者への影響を勘案して他水系からの導水を検討しました。 ・三重用水を活用すべきというご意見については、現状で活用することができる水源の有無について、関係利水者に確認します。 ・「ため池」については、現在保有している技術情報等の範囲内で、伊賀市水道用水の取水口より上流のため池をかさ上げすることにより、必要容量を確保する案を検討しています。 ・評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」の評価にあたっては、各対策案について、土地所有者等の協力の見通しについてできる限り明らかにします。 ・「水源林の保全」「渇水調整の強化」については現時点において定量的な効果が見込めず、「節水対策」「雨水・中水利用」については効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものあり、困難であるが、いずれも大切であることから今後取り組んでいくべき方策として全ての案に組み合わせています。

表 6.2-4 新規利水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の新規利水対策案の立案及び概略評価について】		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市の余剰水利権の譲渡により0.19m³/s確保、伊賀市が保有していた守田水源の復活により0.084m³/s、川上ダム運用開始後に予備水源化する予定の水源の活用により0.084m³/sを確保。青蓮寺用水の幹線水路の余力を活用する。 ・青蓮寺ダム、比奈知ダム容量の買い上げ分を、既存の青蓮寺用水幹線水路の活用と比奈知ダム湖から前深瀬川までの導水管を併用して導水する案を検討すべきである。 ・休眠している簡易水道の復活、農業用水を転用すれば伊賀の問題は回避できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「活用可能な利水容量」の一部を活用して比奈知ダムに所要の利水容量を設け、このダムから前深瀬川に導水する方法が、新規利水の有効な代替案となると考える。 ・比奈知ダムの利水容量を買い上げ、伊賀市の新規利水に充当する。導水管は比奈知ダムから前深瀬川の約3kmとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利水者への意見照会の結果、名張市からは青蓮寺ダム等での活用可能容量は「無し」との回答を頂いています。 ・ご意見を踏まえ、青蓮寺用水幹線水路を活用する案については、新規利水対策案の一つとして検討します。 ・伊賀市が木津川から取水する権利を有していた豊水水利権（守田水源）は、上野市（現伊賀市）の水需要への対応のためやむを得ず許可された水利権であり、河川の流量が一定の流量（基準流量）以上においてのみ取水できる条件が付された特例的な水利権でしたが、すでに伊賀市において廃止されています。現在、伊賀市は川上ダムを前提とした暫定水利権を取得し取水しています。 ・予備水源に関しては、伊賀市水道事業基本計画において「現在使用している水源は、規模が小さく水源が枯渇している水源、水質が悪化している水源及び流況が悪化している水源を中心に統廃合を行い、維持管理の簡素化を図っていきます。」となっており、上野地区の地下水位は低下傾向にあり、浅井戸の取水実績も計画の6割程度と十分な取水が出来ていない状況であり、上野地区の既存水源の活用により必要量を確保することはできないと考えられるため、対策案として適用していません。 ・なお、「既得水利の合理化・転用」については、流域の営農形態に大きな変化がないため、対策案として適用していません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、比奈知ダムに必要な容量を全量確保し、前深瀬川へ導水する案については新規利水対策案の一つとして検討します。

表 6.2-5 流水の正常な機能の維持対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・川上ダム本体による流水の正常な機能の維持が図れると考える。 ・川上ダムに関しては上野遊水地に対応できているのではないか。 ・他用途ダム容量の買い上げや既設ダム再開発には、今後、土地の買い上げ等解決しなければならない事項が多く実現の見込みがない。 ・他用途ダム容量の買い上げ（青蓮寺+比奈知ダム）に賛成。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然の状態にしておくのが正常な機能の維持になる。森林整備を国交省の政策に位置付けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・川上ダムにおける「流水の正常な機能の維持」目的の必要性が不明である。 ・何を持って正常（流量）とするのか、理解できない。市民参加で議論すべき。 ・川上ダムの「流水の正常な機能の維持目的の現行計画」の根拠は大内地点における水質であって魚類ではなかったのです。「流水の正常な機能」は、大野木橋における維持流量で満足されているので、ダム容量は無用と判断せざるを得ません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から（略）検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる（略）5) 河道外貯留施設（略）6) ダム再開発（かさ上げ・掘削）（略）7) 他用途ダム容量の買い上げ（略）12) 水源林の保全（略）」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・また、同細目において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）3) 実現性（略）」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 ・評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」の評価にあたっては、各対策案について、土地所有者等の協力の見通しについてできる限り明らかにします。 <ul style="list-style-type: none"> ・「水源林の保全」については、現時点において定量的な効果が見込めないが大切であり、今後取り組んでいくべき方策として全ての案に組み合わせています。 <ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水の安定用水等、河川の流水が本来持っている機能を維持することを言います。 ・同細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されています。 ・木津川（指定区間）は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、河川整備計画相当の目標流量を木津川（県管理区間）の河川管理者である三重県が河川整備計画策定にあたり検討している維持流量に水利流量等を考慮し河川整備計画相当の目標流量を設定しています。 <p>なお、木津川の国管理区間では、木津川の県管理区間と同様の考え方で検討したところ、動植物の保護等を考慮して大内地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね1.2m³/s（2月～6月）と設定しています。</p>

表 6.2-6 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対して寄せられた
意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムの堆砂対策のために川上ダムを建設するという考え方は撤回すべき。 ・ダム本体と直轄管理区域外の下流未整備の神戸地区においては何の対策にもならない。 ・貯砂ダム建設、土砂バイパストンネル、浚渫は、川上ダムを建設するからしない、建設しないならする、といったものではなく、川上ダムに関係なく全国の全てのダムに実施すべきものである。代替対策案として挙げるのは不適切である。 ・対策案8が評価できる。その他単独案、堆砂対策案は評価できない。特に対策案12は抽出されたこと自体が疑問である。 ・「他用途ダム容量の買い上げ（高山ダム・青蓮寺ダム・比奈知ダム）」案こそが最適な代替案。 ・浚渫は、10月～3月など、水田耕作や台風、梅雨でない時期を選んで少しずつ実施するのが適切であり、ダムの水を全て抜いて1年や数年かけて実施する計画は現実的ではない。 ・水系が違うダムで機能を分け合うとの計画は無理がある。 ・大阪・京都府などの水余剰量で長寿命化対策は対応できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムの水道用水容量を買い上げ、高山ダムは洪水期に青蓮寺ダムは非洪水期に堆砂除去を行う。布目ダムは従来通り、副ダムを活用して堆砂を陸上掘削又は浚渫する。比奈知ダムは、利水容量を買い上げ洪水調節容量とし、掘削時期は洪水期とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・各ダムの堆砂除去のための陸上掘削は非洪水期に実施するため、非洪水期の高山ダムにおける転用容量を活用し代替する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「布目ダム」には排砂目的の「副ダム」が備わっており、川上ダム長寿命化容量による堆砂除去対象ダムとするのは不適切。 <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位低下の原因の考察がない。流域全体の地下水が減少していると考えるのは無理である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的（略）」については、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。」「利水代替案については、以下の5）～17）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する（略）7）他用途ダム容量の買い上げ（略）9）地下水取水（略）16）節水対策（略）」と規定されています。これに基づき検討を行っています。また、これらに加えて、堆砂対策として適用例がある「貯砂ダム案」、「土砂バイパストンネル案」及び「浚渫案」についても検討を行っています。 ・また、同細目において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1）～6）で示すような評価軸で評価する。（略）3）実現性（略）」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・副ダムについては、「貯砂ダム」を含んだ案として対策案7で検討を行っています。 ・「他用途ダム容量の買い上げ」については、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「他用途ダム容量の買い上げ（高山ダム）」単独で必要な容量を確保する案については、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の一つとして検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ・布目ダムについては、利水者である奈良市（旧都祁村含む）、山添村と調整を行い、非洪水期に水位上昇を一定期間制限しながら年間数千m³程度での貯砂ダム内の掘削を実施しています。しかし、利水安全度を下げていること、また期間が限定されるため、計画的な堆砂除去ができない状況です。川上ダムの既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量から代替補給することで、利水安全度に影響を与えず、計画的な堆砂除去ができることから、布目ダムも対象ダムとして計画しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・予備水源に関しては、伊賀市水道事業基本計画において「現在使用している水源は、規模が小さく水源が枯渇している水源、水質が悪化している水源及び流況が悪化している水源を中心に統廃合を行い、維持管理の簡素化を図っていきます。」となっています。上野地区の地下水位は低下傾向にあり、浅井戸の取水実績も計画の6割程度と十分な取水が出来ていない状況であり、また上野地区の既存水源の活用により必要水量を確保することはできないと考えられるため、対策案として適用していません。

表 6.2-7 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対して寄せられた
意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・節水における評価を十分行うべきである。 ・川上ダムは、転流工工事までがほぼ完成し、本体工事を残すみの状況であり、今後時間を要するダム再開発や他用途ダム容量の買い上げ、又はため池のかさ上げをせずにダム建設をすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「節水対策」については、効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものあり、困難であるが大切であり、今後取り組んでいくべき方策として全ての案に組み合わせています。 ・評価軸「実現性」の「事業期間はどの程度必要か」の評価にあたっては、各対策案について、事業効果が発揮するまでの期間をできる限り定量的に見込むこととします

表 6.2-8 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果、実現の可能性、実現に要する期間などを考えると淀川水系河川整備計画のとおり川上ダム建設が最も有効である。 ・ダム以外の対策では上流域の被害防除は困難と考える。 ・川上ダム建設以外の対策案は考えられない。 ・私は水没者です。皆様が想像を絶する様な事も有りました。でも未だに着工もせず不安でなりません。1日も早く完成してほしい。 ・地域住民が安心安全に暮らせるように切に願います。当初計画通りダム建設を進めることが諸問題を解決できるのではないかと考えます。 ・川上ダム建設予定地の直下に位置する羽根地区にとって、最初はダム建設に反対であった。しかし国からのたつての要望により、下流の治水・利水のためと思い、泣く泣くダム建設に賛同し推進してきた。私達羽根ダム対策委員会は、役委員は何年も何のために無駄骨を折ったのだろうか。 ・淀川水系の抜本的な治水対策の河川改修とダム建設は一体的なものであり、治水効果を発揮させるためにも早期の凍結解除とダム本体の着工をお願いする。 ・上野地区の治水、伊賀市の利水には川上ダムは絶対必要であり、早急に建設することが重要である。 ・ダムで自然の川の流れを止めると良いことは何もない。 ・環境破壊を必ず起こすダム建設は、地元にとって負の財産と言える。 ・淀川下流域で水余りが生じていることから、淀川水系全体で融通するよう提案します。 ・本当にベストを考えてのダムならば反対はでないでしょう。 ・本当にダムが必要なのかをもう1度議論する必要があると思います。 ・ダム建設を計画しないで下さい。 ・とりあえず原発と同じでダムの場合100年後壊すしかないかも。自然体系壊してまで利用する必然性が今は無いと思われま ・現在の水利権をもつ国から、伊賀市に譲渡し、上野遊水地を早期に完成させ、川上ダム建設のみについて、関連な意見を提言できる環境づくりをされるのが、第一と考えます。 ・淀川水系流域委員会の審議の経緯などを検討し、その主旨を国交省近畿地方整備局は理解すべき。 ・2003年に淀川水系流域委員会が出した提言「新たな河川整備をめざして」では、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどから、「原則として建設しない」と明示されました。今回、新たな施設の増設まで選択肢に含まれているのは理解出来ない状況です。 ・治水面でダム建設は不可欠と考えているため、他ダムのかさ上げを行うのならば、利水面も川上ダムで対応すべきと考える。 ・本体ダムによる利水計画が妥当と考える。 ・公共事業と銘打って、大手ゼネコンのための作ればいい後は知らない。 ・雨水調整と流木の流失を防ぐ機能を持った仮堰堤を早期に造り、仮トンネルに導水・放流することで、少しでも下流域への被害を少なくする事業実施をお願いする。 ・除去する財源が無いので放置するしかない。 ・とにかく考えは色々ですが、以前田中康夫長野県知事の時からダムはやはりムダが一時まかり通った。 ・冷静で客観的な検討をお願いします。 ・早急に総合評価を終結されるようお願いします。 ・ダム建設が遅れることで流域の伊賀市民の不安は募ったままであり、また地元負担も増大しているのだから、早急に検証を終結するようお願いします。 ・淀川水系河川整備基本方針の基本高水流量が過大である。 ・これで十分と思います。追加すべきものはありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。また、同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・なお、川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

表 6.2-9 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム・ため池かさ上げ案は、土木工事内容が簡単すぎて不安がある。 ・概略評価についても詳細説明が付かないコスト額などは判断し難い。川上ダムコストは地質問題評価が進めば数千億上昇する。 ・伊賀市の水量は現状で足りており、将来需要予測も現実的ではない。 ・流域のどこに時間雨量どのくらいの集中豪雨があった場合にどうすべきかといった実態に則した治水計画を想定すべきである。 ・塚原橋から大内橋までのグラフで、この区間に流入する比自岐川、久米川、岩根川など多くの支川からの水による水位変化が加味されていないのでは？ ・上野遊水地を、早期に完成させて下さい。 ・国・県による河道掘削は、早急に為すべし。 ・前深瀬川・木津川・服部川・柘植川も掘削事業を進めて下さい。 ・昨年9月の17号台風は、川上ダムなしの状態でも未完成の遊水地へ395万m³の浸水であり、岩倉峡や下流域での被害は免れたが、木津川の各所で被害（岡田、羽根、比土など）があったことで河道整備の必要があります。 ・大内橋～川上ダム予定地までには多くの井堰が設置されている。これが洪水時の流水の妨げとなっていることから、井堰の改修を提案する。 ・川上ダムの直下流にある伊賀市神戸地区は、近年大雨洪水時には急激な増水等により、毎年避難勧告、避難指示が発令され、住民の生命、財産が脅かされている。ついては、木津川の伊賀市神戸地区区間を県管理から直轄管理区域に変更し、早期な対応策を講じていただきたい。 ・大阪府や京都府では水需要の減少により水が余っていることから、既設のダムの余剰水の有効活用等の対応を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価軸「実現性」の「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」の評価にあたっては、各対策案について、現在の技術水準で施工が可能かなどについてできる限り明らかにします。 ・「現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を検討するもの。」 「予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まない」として検討しています。 ・同細目において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略) 必要量の算出が妥当に行われているかを確認する(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討においても、まず、伊賀市に確認を行い、その回答に基づき検討を行っています。 ・淀川水系河川整備計画における目標流量は、河川法施行令第十条の規定に基づき、過去の主要な洪水の状況に加え、当該地区の開発の状況等を総合的に考慮して設定しています。 ・昭和28年の台風13号の降雨の想定にあたっては、当時、実際に観測した雨量データを元に1時間単位の降雨量を算出することで、実態に近い状態を想定しています。 ・河川の水位計算にあたっては、支川の流入により大きな影響が予想される主な支川は、流入を考慮して算出しています。比自岐川、久米川などの支川についても、合流を考慮した上で検討しています。 ・狭窄部上流上野野地区の浸水対策として、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水が再来した場合に洪水を安全に流下させるために、上野遊水地を実施し完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削を実施します。 ・現在、上野遊水地の工事を実施しており早期完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削については計画的に進めていきます。 ・ご意見のある県管理区間の河道掘削及び大内橋～川上ダム予定地の井堰の改修については、当該区間の河川管理者である三重県より以下のとおり伺っています。 「三重県管理区間における河川改修は、優先度の高い箇所から取り組んでいます。」 ・同細目において、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する(略) 7) 他用途ダム容量の買い上げ(略)」と規定されています。これに基づき、「他用途ダム容量の買い上げ」を含む案についても検討を行っています。 ・「他用途ダム容量の買い上げ」については、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。

表 6.2-10 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系は流域全体が一体不可分の存在であり、個々の目的別の観点を狭めて検討すべきではない。水系の最大課題を目的とした「全目的総合対策案」でなければならない。 ・今後の評価に当たっては、完成までの時間の評価にも重点を置かれることを希望する。 ・コスト額についても詳細な説明内容が示されていないので信用出来ない。又、ダム建設による自然破壊、ダム災害等のマイナスコストが計上されていない。 ・特別天然記念物であるオオサンショウウオが棲める環境を保全すべきであり、ダム建設は中止すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」幹事会の運営方法を抜本的に見直すべきです。幹事会での傍聴者発言や、会議告知をもう少し早くしていただきたい。 ・専門家でない一般住民には理解できない。この意見募集で意見を聞いたとするならば形だけのものである。本当に住民に意見を求めるならば、解りやすく、理解されやすいように情報公開すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同細目において、「目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。(略)」と規定されており、これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討を行っています。 ・評価軸「実現性」の「事業期間はどの程度必要か」の評価にあたっては、各対策案について、事業効果が発揮するまでの期間をできる限り定量的に見込むこととしています。 ・評価軸「コスト」の評価にあたっては、「完成までに要する費用はどのくらいか」「維持管理に要する費用はどのくらいか」「その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）はどれくらいか」等について、できる限り網羅的に見込んで明らかにします。 ・評価軸「環境への影響」の「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」の評価にあたっては、各対策案について、地域を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか、下流河川も含めた流域全体での自然環境にどのような影響が生じるのか現在の技術基準でできる限り明らかにします。 <ul style="list-style-type: none"> ・検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置をとることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。 ・今後とも、出来る限り解りやすい資料となるよう努めてまいります。

6.3 意見聴取

「報告書（素案）」を作成した段階で学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえて「報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利害者からの意見聴取を実施した。

6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

川上ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見を聴く」として、表6.3-1に示す方々から意見聴取を実施した。

(1) 意見聴取対象

「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取日

平成26年6月16日（月）

※なお、欠席された伊藤氏、大久保氏、小川氏、志藤氏、立川氏、平山氏、矢守氏に対しては個別に意見を伺い、出席者にも20日までの間、文書にて追加意見を伺った。

(3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者等

表6.3-1学識経験を有する者等

氏名	所属等
安満(あま) 真哉(しんや)	川西市消防団副団長
伊藤(いとう) 禎彦(さだひこ)	京都大学大学院 工学研究科 教授
上田(うえだ) 耕二(こうじ)	伊賀市喰代区長
上田(うえだ) 豪(たけし)	淀川河川レンジャーアドバイザー
大石(おおいし) 哲(さとる)	神戸大学 都市安全研究センター 教授
大久保(おおくぼ) 規子(のりこ)	大阪大学大学院 法学研究科 教授
大野(おおの) 朋子(ともこ)	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 助教
小川(おがわ) 力也(りきや)	大阪府立富田林高等学校
亀井(かめい) 敏子(としこ)	NPO法人 豊島北ビオトープクラブ
志藤(しどう) 修史(しゅうし)	京都災害ボランティアネット副理事長 大谷大学 文学部 教授
須川(すかわ) 恒(ひさし)	龍谷大学 非常勤講師
竹門(たけもん) 康弘(やすひろ)	京都大学 防災研究所 准教授
多田(ただ) 重光(しげみつ)	公益社団法人 宇治市観光協会 専務理事兼事務局長
立川(たちかわ) 康人(やすと)	京都大学大学院 工学研究科 教授
中川(なかがわ) 一(はじめ)	京都大学 防災研究所 教授
中谷(なかたに) 恵剛(けいごう)	NPO法人 瀬田川リバプレ隊
平山(ひらやま) 奈央子(なおこ)	琵琶湖河川レンジャー 滋賀県立大学 環境科学部 助教
古市(ふるいち) 秀樹(ひでき)	田上郷土史料館員
堀野(ほりの) 治彦(はるひこ)	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
松岡(まつおか) 正富(まさとみ)	朝日漁業組合
矢守(やもり) 克也(かつや)	京都大学 防災研究所 教授

(敬称略、50音順)

(4) 学識経験を有する者からのご意見

学識経験を有する者から頂いた主なご意見については以下に示す。

【安満 真哉】

- ・川上ダムは、計画からかなりの年数が経ち、現在本体工事を残すところまできたこの時期に検証とは、いかがなものかと思う。
- ・用地買収で地元を去った方々の気持ちを置き去りにしているのではないか。
- ・公共工事の労務費が徐々に上昇しており、早期着工をしなければ流域住民の財産生命を脅かすのと、コストの高騰を引き起こすものとなり、マイナスはあってもプラスにはならないと思う。
- ・8年の工期も短縮を期待する。

【伊藤 禎彦】

- ・目的別の総合評価（新規利水）において、環境面からの評価の記述が軽視されている印象である。環境面からの評価を独立した項目として記述することが望ましい。
- ・検証要領細目に基づきダム検証に係る検討を行っている。ダム事業の目的の一つである利水について、これまでに多くの利水事業者が撤退した。今後、仮に伊賀市の新規利水がなくなった場合でも、利水目的でのダム事業が実施できるという結論に導かれやすい構造となっていると考えられる。

【上田 耕二】

- ・川上ダムは、昭和42年に国から提示があり、昭和28年の災害の経験があったことから、今日まで地域一丸となって推進の立場である。
- ・報告書（素案）については、当然の結果だと捉えており、結論が出るのがむしろ遅い。
- ・淀川水系流域委員会が発足して約8年間に及ぶ議論、検討がなされ、以降も検討の場で議論され、十分に議論も尽くされたと考える。
- ・昨年、一昨年の台風で名張市は特に被害がなかったのは、上流の3ダムの効果であり、もし、川上ダムができていれば、伊賀市の被害は少しでも軽減できたことは明白である。
- ・色々な評価軸で検討され、代替案や水需要についても検討されていることから、これ以上の検討あるいは議論はもう時間の無駄、社会的な損失だと思う。一日も早く着工し、ダムを完成していただきたい。

【上田 豪】

- ・今まで治水、利水と環境が対立してきたというのは、氾濫域の人たちの命や財産を守るという目的を達成するために進めてきた治水を主に置いた河川整備によって、河川環境にいろいろと問題が生じてきたということであり、環境のことをもっと重要に扱うべきというのが河川法改正でもあった。そういう意味で治水、利水を比較するだけでいいのかと感ずる。
- ・川上ダム案と対策案とでは、改変される絶対的な数値が大きく違うにも拘わらず、「生物の多様性に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息環境の整備や環境保全措置を講じる必要があると想定される」という表現で、あまり違いがないような評価となっており、定性的な評価しかできていないと思う。
- ・被害を受けられる地元の人たちの努力と今までの経緯はわかるが、環境も含めて量的な検討をして、どう考慮してもこれしかない、という報告書にならないかと思う。
- ・治水の目的に社会資本・資産を守ることがあると思うが、環境というのも国民共通の財産、資産であると位置付けし、治水の目的のために環境や景観は影響を受けても仕方がないということにはならないようにしていただきたい。

【大石 哲】

- ・既に本体着工直前まで工程が進んでいるという前提で4つの目的のうち3つにおいて、川上ダムが最も有利になるという結果は合理的である。
- ・特に治水目的であれば、川上ダムによる治水計画がコスト面で最も有利であるということは当然だと思う。
- ・危機管理の面から、1年ずつ遅ればそれだけ洪水リスクは高くなる。具体的には、8年の工期を見込んでいるが、それが長引いて25年になると、洪水リスクはおおよそ倍になるので、危機管理の面から早期の対策というものが重要である。
- ・新規利水、流水の正常な機能の維持の検討にあたり、水余りを反映して開発水源の転用まで踏み込んで議論されている点は評価したい。
- ・転用可能な開発水源として示された水量は、ある種の社会の余裕と見なし、それをうまく活用しながら持続的に社会資本が利用できるような効率的に運用していただければと感じた。
- ・川上ダム案を採用した場合、大規模な構造物を造り、それが長期間にわたって存在することは事実であり、それが生物に与える影響が莫大なものであると判断できる。やむを得ないとしてしまうのではなく、少しでも生物に与える影響は少なくなるように、また、生物に与えた影響は普段から定量的に管理できるように配慮を持って、施工及び運営をしていかなければならないと考える。

【大久保 規子】

- ・今回の検証手続は、目的別の総合評価にあたり、コストを最重視して検討することとされており、しかも、ここでいうコストとは、現時点から完成するまでの費用とされ、かつ、ダム中止に伴い発生する費用も勘案することとされている。そのため、取り付け道路の建設まで終わっている本事業のような場合においては、各目的が正当とされると、基本的に、川上ダム案が最優位になることが最初から予想される。この手法では、膨大な作業に見合った効果が得られるとは言いがたい。
- ・細目では、主要な段階でパブリックコメントを行うこととされており、本事業については概略評価がなされた段階で約1ヶ月のパブリックコメントが行われている。しかし、実施期間は年末年始を挟んでおり、1ヶ月では短すぎたのではないかと考えられる。また、総合評価の段階も主要な段階に当たると考えられるため、現時点で再度のパブリックコメントを行うことが望ましい。
- ・本事業については、平成4年度に三重県の要綱に基づく環境アセスメントが行われているのみで、環境影響評価法に基づく調査・検討は行われていない。確かに同法の技術的内容に準じて検討等を独自に行った結果をとりまとめた「川上ダム建設事業における環境保全への取り組み」が公表されており（平成21年）、その中で、文献調査に加え、既存の現地調査結果も踏まえた検討がなされている。しかし、例えば、オオサンショウウオに関する保全措置は、同報告書を見ても、未だ確立されていないことが伺われるにもかかわらず、「川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」については平成21年2月以降の開催情報がなく、今回の検証にあたっては、改めて検討がなされた様子は認められない。そのため、「報告書（素案）」においても、例えば、動植物の重要な種については、「移動・移植等の環境保全措置により、影響の回避・低減に努める」とされているのみで具体性に欠けるうえ、それらの措置の実効性にも疑問がある。それにもかかわらず、総合評価においては、単に必要な保全措置に努めるとされていることを根拠に、コスト、実現性の観点からの評価を覆すほどの要素はないと結論していることは、説得力を欠く。本来、検証手続きについて述べたような観点からは、本事業のような場合、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを行うなどの手続を踏む方が実効的ではないかと思われる。しかし、現段階でそれが困難であるとすれば、少なくとも、具体的で有効性のある保全措置の検討がなされるべきである。
- ・公共事業に際し、持続性の評価を行うことは国際的な趨勢であり、今回の検証においても、その要素が取り込まれていることは注目される。しかしながら、本来、持続性の評価は、環境、経済、社会の3つの観点から行われるべきところ、この点に係る細目の評価方法の記述は明確性や具体性に欠ける。おそらくそのためであろうが、本報告書素案の持続性に関する記述からは、ほとんど実質的な検討がなされていないのではないかと疑念を拭い得ない。

【大野 朋子】

- ・環境の検討は、どのような影響があるのか定量的に評価を行い、少しでも生物に与える影響が少なくなるように配慮してほしい。

【小川 力也】

- ・目的別の総合評価、総合的な評価の結果、ダム検証の手続きとして、川上ダム案が最も有利となることは理解できた。
- ・目的別の評価における環境の評価軸において、環境保全措置により環境への影響を回避・低減するとあるが、ダム建設により何らかの影響があることは明らかである。特に、河床の汚れや河床低下（攪乱の減少による滲筋固定化）が問題であることから、ダムの運用にあたっては、フラッシュ放流による攪乱が必要であることは理解できたが、これは自然現象に人為的な影響を及ぼすものであり、モニタリング等を行い慎重に実施されるべきである。
- ・ダムの堆砂除去にあたっては、掘削した土砂を下流河川へ置き土するとの事であるが、その際はモニタリング等により、その効果等をきっちりと確認する必要がある。
- ・自らの原体験を踏まえるとダム建設によって失うものは多大であり、ダム建設には反対である。しかしながら、ダムには功罪が有り、川上ダムについては、洪水の被害等考えるとダムの恩恵を受ける方も多く、地元首長をはじめ地元住民でダム建設を待ち望んでいる意見があるということを踏まえると、軽々に反対と言えるものではない。

【亀井 敏子】

- ・環境の評価の表現については短い言葉でしか示されていないが、細かいところまで検討されていることは理解した。
- ・影響の想定される固有の生き物について、ダムが造られることを前提に学識者などに聴いて検討しているのか気になる。

【須川 恒】

- ・環境への影響の評価の中で、動物等への影響について、回避・低減に努めるとしているが、ダムによる遡上の阻害が考えられる。
- ・淀川流域委員会の中で、遡上の阻害になるような堰等は、遡上できるように工夫していくという全体の流れも聞いている中で、環境への影響という視点からやむを得ず治水や利水のために川上ダムを建設する、というトーンにすべきではないか。

【竹門 康弘】

- ・総合的な評価をする際に10年、20年というタイムスパンを採用されているが、10年で区切るという根拠が必ずしも明確ではないと思う。時間的に経費が膨れ上がるものと、減るものがあるため、時間のある点で区切ったことによって、考慮しきれていない部分があると思われる。時間軸に沿って各案を評価していただきたい。
- ・ダムによって土砂が遮断されることによる課題は明白であり、もう少し長い時間で見たときの妥当性を検討項目に入れていただくのがいいのではないかな。
- ・環境保全というものを河川管理の目的としているからには、事業による影響の有無だけでは扱いとしては不十分であり、その改善に掛かるコストも評価の中に入れなければならない。どのような影響があるのか定量的に評価した上で、ベネフィットやコストをラフでも試算しないとイケない。環境に関するデメリットについて、それを軽減したときにどのくらいの経費が掛かるのかを評価していただきたい。それを加えることによって、環境に対する配慮ができたと解釈できると思う。
- ・ダム検証の趣旨の中には、当初の計画の中に加えられていない側面もあると考えられ、それらを検討した結果が計画を進めているときのB/Cと違ったとしても、当然のことであって、おかしいことにはならないと思う。ただし、B/Cに従って計画変更をしなければいけないかといったら、必ずしもそうではなく、社会的な状況とか、各地域の首長の意向などを含めた合意によっては、B/Cに反する判断もありうると思う。
- ・総合的な評価をみると、コストを都合良く合わせているように感じられる。それぞれの案の費用には、幅があってしかるべき。その範囲の中では、他のやりの方が安い場合だって、あるのではないかな。そうした可能性を排除しない事実に基づいた評価を是非していただきたい。

【多田 重光】

- ・ダムの必要性というのは十分理解しており、できるだけ早く完成に向かうほうが良いと思う。
- ・地域の住民の方の意見、環境の方の意見、いろいろあるが、環境面のフォローがあって治水や地域の方、そして下流の安全性について理解が得られるのではないかな。

【中川 一】

- ・ダム検証をするに当たって、これまで治水、利水、流水の正常な機能の維持など4点でやっているが、今回は、流域の総合土砂管理等を入れて検討するというのは大賛成である。

-
- ・ダムに堆砂した土砂を排除してダムの長寿命化を図ることによって、治水や利水の効果も上がり、流域の住民にとっては非常に大きなプラスだと思う。
 - ・いわば特定のダムをリハビリさせる時、他のダムで代替するという話があったが、そういった一種の特殊な場合は、その流域全体で適切に水利権の運用を図るべきであり、特別な水利権の運用がなされても、住民感情としては十分受け入れられるのではないかと思う。
 - ・水利権の運用の課題については、利水の観点だけでなく、ダムの長寿命化を図るという意味で、危機管理の観点からも議論することで解決策が見いだせるのではないかと思う。
 - ・評価軸の中の10年というのは、いわゆる効果の即効性という点から見れば、非常に重要な観点だと思う。
 - ・その意味で、川上ダムを早期に完成させるとともに、木津川下流および淀川流域の河川改修等も可及的速やかに完了させ、早急に、川上ダムが有する治水・利水等の効果を全面的に発揮し得る状態にすることが強く望まれる。

【中谷 惠剛】

- ・対策案で、他水系からの導水という案があるが、導水をしてくる元の水系にとっては、水を引かれて何らかの影響があると思われるため、そのようなデメリットの記載があっているのではないか。
- ・容量買い上げについて、比較表では「関係者の調整が必要」と整理されているが、例えば時間軸を考えたとき、既に運用されているダムでの法制度等と照らして、実現性として比較的短時間で調整できるのか、かなり難しい要素があるのか表現すべきである。川上ダムが有利ということはわかるが、もう一步踏み込んだ記述が必要ではないかと感じた。

【平山 奈央子】

- ・川上ダムの検証に係る検討については、決められた手順に従って、十分に検討が成されていると感じた。
- ・川上ダムの検証に係る検討では、膨大な検討を行っていることから、それに対する追加の費用も必要となっていると思われる。川上ダムについては、関係市町や地元の方との議論や意向を踏まえ、早く事業を進めるべきと考える。

【古市 秀樹】

- ・あと本体着工だけを除いて事業が進んでいないという状況であるが、命を守るという流域住民の安全面では非常に早く進めていただきたいと思う。
- ・環境とダムとは両立しないような話があるが、地域の人々は、環境を守りながら生活をしてきており、対立軸をあおるのではなく、安全・命と環境を両立したダムを造っていただきたい。

-
- ・例えば、ため池利用とか、水系間導水とか唐突に出てきているような気がするが、利権者があつたり、土地の所有者があつたりすることから、そういう方々、特に地域の方々の理解のもとに話が進んでいるのか、たとえ案であっても地域の中で説明した上で検討を進めるべきと思う。

【堀野 治彦】

- ・転流工までいった最終ステップの段階でコストベネフィットを比較するという作業は、無駄ではないか。逆に、このコストがベストでなければ、おかしいと思う。
- ・既設ダム堆砂除去のための代替補給は、貯水容量の大きな割合を占めているが、なぜ毎年830万 m^3 が必要なのか根拠を記載してほしい。
- ・貯水池容量配分図において、容量配分が洪水期と非洪水期に分かれているが、それぞれの期間がわからないため、明記していただきたい。

【松岡 正富】

- ・対策案を比較するには、ダムのデメリットを示した上で評価すべきではないか。
- ・ダムのデメリットの例として、堆砂という問題がある。地元の人が一番被害を受けることから、地元の人には、ダムのデメリットを提示すべきであると思う。

【矢守 克也】

- ・川上ダム建設が有利であるという結論が、100対0で決まったかのように見える資料となっているため、結論と対立する項目を詳しく記述し、結論に至る経緯をわかりやすく、できるだけ定量的もしくは詳細な定性的評価で記載すべき。
- ・検証の手続き、経緯を一般の方にわかりやすく伝えるコンテンツ及び方策を整理すべきである。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

(1) 関係住民からの意見聴取

川上ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取期間 : 平成26年6月7日（土）、8日（日）
- 3) 意見聴取会場 : 八幡市文化センター、ハイトピア伊賀の2会場で実施
- 4) 意見発表者 : 13名からのご意見を頂いた。意見発表者の地域別、世代別、性別を以下に示す。

地域別

三重県伊賀市	9人	69%
京都府八幡市	1人	8%
大阪府吹田市	1人	8%
大阪府茨木市	1人	8%
奈良県奈良市	1人	8%
計	13人	100%

世代別

50代	4人	31%
60歳以上	9人	69%
計	13人	100%

性別

男性	12人	92%
女性	1人	8%
計	13人	100%

(2) 電子メール等を活用した意見募集

「報告書（素案）」について、今後の検討の参考とするため、広く意見募集を行った。
意見募集の概要及び意見募集の結果は以下のとおりである。

- 1) 意見募集対象 : 「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見募集期間 : 平成26年5月27日（火）～平成26年6月25日（水）
- 3) 意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール
- 4) 資料の閲覧方法 : 近畿地方整備局および独立行政法人水資源機構のホームページ
の他、以下の場所にて閲覧

地域	機関	閲覧場所
三重県 津市内	三重県	三重県 県土整備部 防災砂防課
三重県 名張市内	国土交通省	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 玄関受付横
	国土交通省	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 名張川出張所
	独立行政法人水資源機構	水資源機構 木津川ダム総合管理所 2F 閲覧コーナー
三重県 伊賀市内	国土交通省	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 伊賀上野出張所
	独立行政法人水資源機構	水資源機構 川上ダム建設所 1F 閲覧場所
	三重県	三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課
	伊賀市	伊賀市役所 玄関受付横
	伊賀市	伊賀市役所 水道部 水道総務課
	伊賀市	伊賀市役所 阿山支所 建設部 公共基盤推進課
	伊賀市	伊賀市役所 青山支所 振興課
	伊賀市	伊賀市役所 伊賀支所 振興課
京都府 京都市内	京都府	京都府 建設交通部 河川課
	国土交通省	近畿地方整備局 総務部総務課 情報公開室
大阪府 大阪市内	独立行政法人水資源機構	水資源機構 関西支社 インフォレスト
	大阪府	大阪府 都市整備部 河川室
大阪府 枚方市内	国土交通省	近畿地方整備局 淀川河川事務所 閲覧コーナー（受付横）
奈良県 奈良市内	奈良県	奈良県庁 県政情報センター

5) 意見提出者 : 個人より 177 件 (※1)、団体より 2 件 (※2)、合計 179 件のご意見を頂いた。意見提出者の主体別、地域別、世代別、性別を下記に示す。

※1 このうち、同一意見の記名形式で提出された意見が、136 件で、延べ 958 名の記名がありました。

※2 このうち、1 件には賛同者一覧が添付されており、844 名の氏名の記載がありました。

主体別

個人	177件	99%
団体	2件	1%
計	179件	100%

世代別※

20代	1件	1%
30代	4件	2%
40代	1件	1%
50代	6件	3%
60代	10件	6%
70代	9件	5%
80代	2件	1%
不明	146件	81%
計	179件	100%

地域別※

三重県津市	1件	1%
三重県名張市	4件	2%
三重県伊賀市	23件	13%
京都府京田辺市	1件	1%
京都府南山城村	1件	1%
大阪府大阪市	2件	1%
大阪府豊中市	1件	1%
大阪府吹田市	1件	1%
大阪府茨木市	2件	1%
兵庫県尼崎市	1件	1%
奈良県奈良市	3件	2%
不明	139件	75%
計	179件	100%

性別※

男性	19件	11%
女性	14件	8%
不明	146件	81%
計	179件	100%

※ 団体については、地域別、世代別、性別が特定できないため、不明に計上

6.3.3 学識経験を有する者及び関係住民より頂いたご意見に対する検討主体の考え方

学識経験を有する者及び関係住民より頂いたご意見（電子メール等を活用した意見聴取結果を含む）に対する検討主体の考え方は以下のとおり。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、頂いたご意見について、「報告書（素案）」の章に沿って整理したうえで、検討主体の考え方を示す。

表6.3-2 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
1. 検討経緯	<ul style="list-style-type: none"> 昭和43年突然の新聞発表以来、未だにダム工事に着手することなく、我々にとっては無駄な議論ばかりに多くの時間を費やしてきた。一日も早いダム完成を望む。 川上ダムは、計画からかなりの年数が経ち、現在本体工事を残すところまできたこの時期に検証とは、いかななものかと思う。 用地買収で地元を去った方々の気持ちを置き去りにしているのではないか。 川上ダムの検証に係る検討では、膨大な検討を行っていることから、それに対する追加の費用も必要となっていると思われる。川上ダムについては、関係市町や地元の方との議論や意向を踏まえ、早く事業を進めるべきと考える。 川上ダムは、淀川水系河川整備計画に明確に位置づけられており、木津川上下流域の住民の洪水被害払拭のため、一日も早く手続きを終え、ダムの早期着工、完了を強く望む。 木津川上流の住民は、治水対策としてダム、河道掘削そして遊水地の3点セットを強く望んでおり、被害を受ける住民の意見も十分に踏まえてほしい。 川上ダムは平成16年に完成するというので地元は協力をしてきたが、未だに完成していない。 淀川水系流域委員会がつくられ、専門家と地域の方が大激論を積み重ね2005年に川上ダムはいらぬという答申が出されているにもかかわらず、その十分な検証が行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、細目という。）が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたかと考えています。 近畿地方整備局では、淀川水系河川整備計画の策定にあたり、平成13年2月より関係住民、関係自治体の長、学識経験者から幅広くご意見をいただきながら淀川水系河川整備計画の検討を進めてきました。河川整備計画原案を平成19年8月に公表して以降も、関係住民、関係自治体の長、学識経験者からさまざまなご意見を頂きました。これらのご意見をできる限り反映した河川整備計画（案）を作成し、関係府県知事のご意見をお聞きした上で、「淀川水系河川整備計画」（平成21年3月）を策定しました。川上ダム建設事業はこの淀川水系河川整備計画に位置づけられています。
1.1 検証に係る検討手順	<ul style="list-style-type: none"> 川上ダムの検証に係る検討については、決められた手順に従って、十分に検討が成されていると感じた。 色々な評価軸で検討され、代替案や水需要についても検討されていることから、これ以上の検討あるいは議論はもう時間の無駄、社会的な損失だと思う。一日も早く着工し、ダムを完成していただきたい。 代替案の検討が稚拙で、意図的にミスリードを狙っている。 転流工までいった最終ステップの段階でコストベネフィットを比較するという作業は、無駄ではないか。逆に、このコストがベストでなければ、おかしいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。

表6.3-3 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
1.1 検証に係る 検討手順	<ul style="list-style-type: none"> ・検証らしい検証が行われないまま、建設が進められようとしている。 ・責任追及をするようなシステムをつくって徹底的に追及していくべき。真剣に脱ダムを考え始める時期で、見直しこそ評価される時代と思う。 ・今回の検証「報告書（素案）」は、検証の名に値するとは言いがたいものがある。 ・今回の検証「報告書（素案）」は、十分に検証されて作成されたものと思う。 ・今回の検証手続は、目的別の総合評価にあたり、コストを最重視して検討することとされており、しかも、ここでいうコストとは、現時点から完成するまでの費用とされ、かつ、ダム中止に伴い発生する費用も勘案することとされている。そのため、取り付け道路の建設まで終わっている本事業のような場合においては、各目的が正当とされると、基本的に、川上ダム案が最優位になることが最初から予想される。この手法では、膨大な作業に見合った効果が得られるとは言いがたい。 ・ため池利用とか、水系間導水とか唐突に出てきているような気がするが、利権者があつたり、土地の所有者があつたりすることから、そういう方々、特に地域の方々の理解のもとに話が進んでいるのか、たとえ案であっても地域の中で説明した上で検討を進めるべきと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・細目では、コストについては現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込むこととされており、これに基づき検討を行っています。 ・細目では、「治水対策案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する（略）8)水系間導水（略）10)ため池（略）」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・検討に際しては、概略評価により抽出した治水対策案等に対して、検討の場、治水参画者等及びパブリックコメントの意見を踏まえて検討を行っています。
1.2 情報公開、意見聴取等の 進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・川上ダム公聴会で出された貴重な意見は、聞きおくだけでなく、返答する場があつてしかるべき。 ・今回の「住民意見聴取の場」は余りにも粗雑で、乱暴、不親切である。スケジュールを優先し、単にアライバイ作りに過ぎないことを露骨に示したものであった。 ・十分な広報を実施すべき。 ・伊賀市現地での数か所を含む流域内で「報告書（素案）」の説明会を実施すべき。 ・細目では、主要な段階でパブリックコメントを行うこととされており、本事業については概略評価がなされた段階で約1ヶ月のパブリックコメントが行われている。しかし、実施期間は年末年始を挟んでおり、1ヶ月では短すぎたのではないかと考えられる。また、総合評価の段階も主要な段階に当たると考えられるため、現時点で再度のパブリックコメントを行うことが望ましい。 ・幹事会と検討の場を一度にいきなり行い、公聴会も十分な周知を行うことなく行い、住民の意見を締め出そうとしている。その上、川上ダムにおける検討の場では、傍聴者からの発言が一切認められず、異論を封じ込めている。 ・検証の手続き、経緯を一般の方にわかりやすく伝えるコンテンツ及び方策を整理すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置をとることが重要と考えています。 ・川上ダムの検証手続では、検討の場1回、幹事会6回を開催し、検討の場構成員からのご意見をお聴きしたほか、関係治水者への意見照会を実施しています。さらに、平成24年12月21日から平成25年1月21日にかけて、治水、新規治水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出結果についてのパブリックコメントを行いました。第5回幹事会（H25.3.1）では、いただいたご意見に対する検討主体の考え方をお示したところです。 ・また「報告書（素案）」に対する「関係住民からの意見聴取」として、「関係住民からの意見を聴く場」を平成26年6月7日（八幡会場）、平成26年6月8日（伊賀会場）の2会場で開催し、かつ電子メール等を活用して意見の募集（H26.5.27～H26.6.25）を行っています。いずれも、あらかじめ新聞やホームページにて事前に周知した上で実施しています。 ・いただいた個々のご意見については、整理したうえで検討主体の考え方を付して「報告書（原案）」に掲載することとしています。また、必要に応じて報告書を修正することとしています。 ・検討の場と幹事会の合同開催については、実務的に検討を進め、検討の場構成員とも調整した結果です。 ・ホームページ等により情報公開に努めます。

表6.3-4 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
2. 流域及び河川の概要について		
2.1 流域の地形・地質・土地利用等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 活断層が2方向から貯水池を縦断しており、地震時には、ダムは瞬間的に3m持ち上がり、最低でも1,500galの水平加速度の振動を受けると推察されるが、なぜダム計画を廃止しないのか。 湛水をきっかけに、貯水池に面する斜面の崩壊や地滑りが発生し、深刻なダム津波災害になる可能性があるのではないか。 川上ダムの建設予定地は、地盤がもろく、崩れやすく、造ったあとも地崩れの恐れがあり危険である。このリスクを国はダムの下流に説明していない。 ダムができると、隣接する桐ヶ丘団地は浸水の恐れがあることから、ダムを造るべきではない。 桐ヶ丘自治会からの要請で湧水調査を川上ダム建設所は行なっているが、ポイントを外している。 ダムが満杯になった状態で緊急に放流すると、桐ヶ丘あるいは別府のあたりで洪水が起らないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 川上ダム建設事業では、これまでに第四紀断層に関して関連する文献や最新の知見に基づき調査、解析を実施し、ダム敷に第四紀断層が存在しないことを確認し、地元の方々にも説明しているところです。なお、川上ダムの第四紀断層の調査結果については、ホームページ (http://www.water.go.jp/kan-sai/kawakami/tyousa/index.htm) で公表しています。 川上ダム建設事業では、これまでに貯水池周辺の地すべりに関して関連する文献や最新の知見に基づき調査、解析を実施し、ダム貯水池に湛水により不安定化が懸念される斜面があることを確認しています。ただし、これらの斜面について必要に応じて対策工を実施することとしています。 川上ダム建設事業では、これまでに右岸鞍部の湧水調査を継続して実施し、地質や地下水位の状況から、ダムが完成後に水を貯めても、その水が桐ヶ丘団地側に流れ込むことはないことを確認し、桐ヶ丘地区の方々にもご説明しているところです。なお、川上ダムの右岸鞍部の調査結果については、ホームページ (http://www.water.go.jp/kan-sai/kawakami/tyousa/index.htm) で公表しています。 桐ヶ丘地区、別府地区は、前深瀬川と尾根を隔てており、ダムの放流の影響はありません。
2.2 治水と利水の歴史	<ul style="list-style-type: none"> 川上ダムは、昭和42年に国から提示があり、昭和28年の災害の経験があったことから、今日まで地域一丸となって推進の立場である。 昨年、一昨年の台風で名張市は特に被害がなかったのは、上流の3ダムの効果であり、もし、川上ダムができていれば、伊賀市の被害は少しでも軽減できたことは明白である。 昨年台風18号による神戸地区の増水、決壊は木津川の河川改修を怠った、行政（国と県）の怠慢であり、ダムがないからと詭弁を言っている。あの大水は木津川本流に降った降雨の影響である。ダム予定地域の降雨の記録なども併せてもう一度流量計算すべき。 国道422号線の崩落は、川床の土砂を取り除いて流れを適切にしていれば、起こらなかったと思う。ダムがあってもなくても何の影響もなかったと考えられる。 昨年の台風による被害を受けた住民から、「川上ダムさえできていたらこんな被害が起きなかった」と聞いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。 平成25年台風18号により川上ダム地点を流下した洪水は最大約270m³/sと推測され、川上ダムがあった場合は下流の河川へ流す流量は少なくとも約70m³/sに低減されたと想定されます。 川上ダム下流の流量を低減させることによって、下神戸地区（伊賀市）では少なくとも約30cmの水位を低下させ、堤防を越水する区間やその水深を減少させる等の効果があったと推測されます。

表6.3-5 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>2.4 淀川水系（淀川・木津川）の現行の治水計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系全体の保水力が大きく向上しているため、この検証の根幹である「淀川水系河川基本方針および整備計画」を先に変更し、検証を一からやり直すべきである。 ・滋賀県では、ダムに頼らず、水害対策と森づくりを結びつけた流域治水条例を3月に制定している。ぜひ伊賀でも持続発展可能な循環型の共生地域づくりに取り組んでいただきたい。 ・流域治水条例の考え方こそ、取り入れるべきである。 ・堤防余裕高の活用の検討が十分に検討されていない。また、革新されている築堤工法の導入が検討されていない。 ・昨年の台風18号の時にも川上ダム集水域では豪雨は少なく、過去にも豪雨の記録はまれである。 ・川上ダムの治水効果は「ない」あるいは「きわめて限定的」であり、治水面からは川上ダムは不要である。 ・集雨面積10%の所にダムを造って上野の洪水は防げるのか。川上ダムは木津川下流の治水の為に造るのであって上野の治水は論外である。 ・計画高水流量が過大に設定されている。 ・川上ダムがあれば500万m^3の水を制御できることを言っているが、昨年の台風18号では580万m^3、一昨年の台風17号では395万m^3であり、上野遊水地は900万m^3の容量を下流へ流さない計画であることからまだ余裕がある。ダムで7割8割も制御できるようなことは理解できない。 ・H25年の台風18号の降雨量は、戦後最大洪水とされてきた昭和28年台風13号を遙かに超えるものであったが、多くの地点で基本高水や計画洪水を下回る実績流量であったことから、淀川水系河川整備基本方針及び整備計画は破綻してしまった。計画の見直しが必要ではないか。 ・治水効果上も反する形で上野遊水地の越流堤を低く造っている。上野遊水地の浸水回数が減るように越流堤をつくり直すべき。 ・上野遊水地を活用すれば、S28年台風13号が再来しても岩倉峡の流量を自然流量（2700m^3/s）以下に抑えることが出来るのではないか。 ・上野遊水地は、当初の地権者との約束に反し、不当にも2メートル以上、越流堤が低く造られたため、川の水量が増えたときに、肝心のときにすでに遊水地が一杯になってしまい、機能不全となる。 ・上野遊水地の越流堤が不当に低くなっているという見方があり、あらゆる代替案や川上ダム建設よりまず上野遊水地の越流堤を高く、そして長くするべきだと考える。 ・昨年の台風時には、早い段階で越流堤をこえて流水が上野遊水地に入って役に立たなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。 ・また、細目において「治水対策案は、以下の1）～26）を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する（略）9）決壊しない堤防（略）10）決壊しづらい堤防（略）21）宅地のかさ上げ、ピロティ建築等（略）22）土地利用規制（略）23）水田等の保全（略）24）森林の保全（略）」と規定されており、これに基づき、治水対策案についても検討を行っています。 ・なお、川上ダムの検証に係る検討では、淀川及び木津川（大臣管理区間）においては淀川水系河川整備計画の洪水、木津川（三重県管理区間）においては河川整備計画相当の洪水（戦後最大相当洪水の昭和28年台風13号）を計画高水位以下で流下させることを目標としています。 ・川上ダムにおける洪水調節量としては、木津川（大臣管理区間）島ヶ原地点において200m^3/s、木津川（三重県管理区間）大内地点において350m^3/s、淀川本川（大臣管理区間）枚方地点において500m^3/sを見込んでいます。 ・細目の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、目的別（洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給）に検討を行っています。 ・なお、平成25年台風18号では、淀川水系河川整備計画で定めている河川整備が完了していないため、上流では氾濫等が生じていることもあり、下流での流量が小さくなったものと想定されます。 ・淀川水系河川整備計画では、上野遊水地の諸元について、河川整備計画の目標である戦後最大洪水を狭窄部上流の上野地区、狭窄部下流の木津川で安全に流下させるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えるために、最適な構造となるよう、詳細な現地測量や模型実験の結果を踏まえ、解析を行い、越流堤高、越流堤長を決定しています。 ・平成25年台風18号時には、まだ上野遊水地が完成しておらず、未完成部分から浸水したものです。

表6.3-6 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>2.5 現行の利水 計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規利水について一刻も早く安定した水量を確保すべきである。 ダムを造り、ゆめが丘の浄水施設から桐ヶ丘団地まで、途中2カ所ポンプ場を造って水を上げるため、低きに流れる水の性質に逆行しており、維持費もかかり、たいへん不合理な計画である。計画の適正化を望む。 流水の維持はそもそもダムを造らない方が自然環境が保たれるのに、ダム開発した方が有利としているのは、荒唐無稽である。 河川管理者は、どの流量を「正常」と言うのか、慣行水利権であってもどれだけ実際に取水しているのか実態を精査し、維持流量を決定すべきである。 現状で流水の正常な機能の維持に特に支障がないので検討は不要である。支障が生じた場合は農業用取水を検討すれば十分である。 流水の正常な機能の維持としてダムによる流量調整が必要な時期は、年間で限られた時期のみであり、年間を通じて必要とするから過大な見積もりになるので改めるべきである。 既設ダムの堆砂除去のための代替補給は、貯水容量の大きな割合を占めているが、なぜ通年830万m^3が必要なのか根拠を記載してほしい。 貯水池容量配分図において、容量配分が洪水期と非洪水期に分かれているが、それぞれの期間がわからないため、明記していただきたい。 ダムの長寿命化は、我が国の防災及び貴重な水資源の安定確保の面からも重要な社会的テーマであることから、川上ダムで木津川4ダムの代替補給を担っていることは、時代を先取りした新しい試みとして大いに評価される。 ダムの堆砂や老朽化が進み、ダムの整理統合、廃止が焦眉の急となった時に後悔しないようにすべき。 ダムが予定以上に土砂に埋まってしまっているのは、見通しの甘さであり、なぜ他のダムの失敗を先送りするために、新たなダムを造らなければならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 利水参画者で水道事業者である伊賀市からは、今回の川上ダムの検証において、引き続き川上ダム建設事業に参画する意思を有する旨が示されています。 流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水の安定用水等、河川の流水が本来持っている機能を維持することを言います。 木津川（指定区間）は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、河川整備計画相当の目標流量を木津川（県管理区間）の河川管理者である三重県が河川整備計画策定にあたり検討している維持流量に水利流量等を考慮し河川整備計画相当の目標流量を設定しています。また、慣行水利権は旧河川法施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川として指定される以前から取水を行っていたもので、河川法の許可を受けたものと見なされる権利であり、届出量や取水実態も考慮し、水利流量としています。 木津川の国管理区間では、木津川の県管理区間と同様の考え方で検討したところ、動植物の保護等を考慮して大内地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を2月～6月は概ね1.2m^3/s、7月～1月は概ね0.9m^3/sと期別に設定しています。 細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されています。 既設ダムの堆砂除去のための代替補給の容量は、既設4ダム（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）の洪水調節容量と不特定補給を目的とした容量の範囲を水位低下の対象とし、その範囲の補給に必要な容量として、最大である比奈知ダムの830万m^3を確保することとして設定しています。 淀川水系における洪水期・非洪水期の期間は、次の通りです。 洪水期：6月16日から10月15日まで 非洪水期：10月16日から6月15日まで ご意見を踏まえ、報告書に記述するように修正します。 川上ダムでは、ダムが半永久的に機能するため、木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の観点から、川上ダムに代替容量として必要な容量を確保し、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を行うこととしています。

表6.3-7 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
2.5 現行の利水計画	<ul style="list-style-type: none"> ・木津川流域のダムについて、大量の堆積土砂の処分場の確保、そこへの輸送計画などの目処が全くなく、実現性がほぼない計画である。 ・布目ダムは、排砂目的の副ダムが建設されており、対象ダムから除外すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削した土砂については、ダム下流河川への土砂還元と資源としての有効活用を考えています。 ・なお、既設ダムの堆積土砂の処分については、川上ダムの検証結果とは関係なく必要になるものと考えられます。 ・布目ダムについては、利水者である奈良市（旧都祁村含む）、山添村と調整を行い、非洪水期に水位上昇を一定期間制限しながら年間数千m^3程度の貯砂ダム内の掘削を実施しています。しかし、利水安全度を下げていること、また期間が限定されるため、計画的な堆砂除去ができない状況です。川上ダムの既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量から代替補給することで、利水安全度に影響を与えず、効率的な堆砂除去ができることから、布目ダムも対象ダムとして計画しています。
3. 検証対象ダムの概要		
3.1 川上ダムの目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムが出来ても、この水を地元が使用できない事を聞き、嫌いになりました。時代にそぐわない計画であることは明白。 ・ダム検証をするに当たって、これまで治水、利水、流水の正常な機能の維持など4点でやっているが、今回は、流域の総合土砂管理等を入れて検討するというのは大賛成である。 ・他のダムの長寿命化のために川上ダムを造る必要はない。 ・ダムの長寿命化対策は世界的にも例のない計画である。水需要が減り、ダムの統廃合が必要な時期に、ダムの長寿命化は現実を無視した計画である。 ・他のダムの長寿命化を目的としたダムなど他にない。 ・ダムに堆積した土砂を排除してダムの長寿命化を図ることによって、治水や利水の効果も上がり、流域の住民にとっては非常に大きなプラスだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川上ダムの目的の一つである新規利水は、伊賀市への水道用水として最大0.358m^3/sの取水を可能とすることを目的としています。 ・川上ダムでは、ダムが半永久的に機能するため、木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、布目ダム）におけるライフサイクルコスト低減の観点から、川上ダムに代替容量として必要な容量を確保し、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を行うこととしています。
3.2 川上ダム建設事業の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物のオオサンショウウオも大切だとは思いますが、そこで生活している人の命のほうがもっと大切だと思う。 ・影響の想定される固有の生き物について、ダムが造られることを前提に学識者などに聴いて検討しているのか気になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・細目において「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。（略）3）最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。 ・なお、川上ダム建設事業では、これまでに学識者等による委員会等を設立し、指導・助言を得ながら環境保全に取り組んでいたところです。
3.3 川上ダム建設事業の現在の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な文化遺産を川上ダム関連で壊さないでほしい。 ・青山美杉線は、山崩れによってたった30mをつくるのに3年の月日と100億円の費用が必要と言っているが、本当にそうなのか。工事を遅らせてダム事業を膨らませようとしているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、文化財については文化財保護法に沿って適切に対応して参ります。 ・現在、県道代替工事は、総延長8.8kmのうち8.5kmが概成しております。残り約0.3kmの区間については、今後の発注手続き、道路の不安定な上部斜面や基礎地盤の対策に要する期間等を含め約3年を要する見込みです。 ・具体的な費用は、入札に影響を及ぼす可能性があるためお示しできませんが、総事業費の点検結果は工事に要する費用を反映してお示ししています。

表6.3-8 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
4. 川上ダム検証に係る検討の内容		
<p>4.1 検証対象ダム事業等の点検</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の労務費が徐々に上昇しており、早期着工をしなければ流域住民の財産生命を脅かすのと、コストの高騰を引き起こすものとなり、マイナスはあってもプラスにはならないと思う。 8年の工期も短縮を期待する。 これからダム建設となれば、消費税の増税、インフレの進行、付替道路工事の遅延などにより、さらに経費が増大し、残事業費は632億円では到底おさまらない。 今まで使った費用が示されていない。 川上ダム集水域のみで豪雨が降った記録、流量計算の誤差の範囲が不明である。 ダムが必要だというのなら、科学的に裏付けのある分析結果を示してほしい。 流域は森林の増加と生育、農地の減少などにより計画当初とは流出係数、粗度係数が大幅に変わっている。このような最新の情報をいれて、予測をやり直すべきである。 危機管理の面から、1年ずつ遅れればそれだけ洪水リスクは高くなる。具体的には、8年の工期を見込んでいるが、それが長引いて25年になると、洪水リスクはおおよそ倍になるので、危機管理の面から早期の対策というものが重要である。 治水面でも、巨額の税金を投入しダムを建設する以外に、もっとできることがあるはず。 とりわけ神崎川ブロック整備との関連性がまったく考慮されていない。 治水は、上野遊水地の越流堤を高くすることや河川改修で対応すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 総事業費の点検は、現在保有している技術情報等の範囲内で、「川上ダム建設事業に関する事業実施計画（第2回変更）」[平成23年2月]に定められている総事業費について点検を行っています。 また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検にあたっては、更なるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととしています。 なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たっては更なるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。 細目において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。 細目において、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されており、これに基づき、データの点検を行っています。 なお、点検結果については、検討主体である国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構のホームページで公表しています。 (http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/datatankenkawakami.html) (http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/kawakami.html) 細目において「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせ検討する(略)3)遊水地等(略)4)放水路(略)5)河道の掘削(略)6)引堤(略)7)堤防のかさ上げ(略)8)河道内の樹木の伐採(略)」と規定されています。これに基づき、治水対策案についても検討を行っています。 上野遊水地については、複数の大規模治水施設による対策案の中で他の案よりもコストが高いこと、浸水被害軽減のため下流への影響を及ぼさないよう遊水地による治水対策を受け入れた上野地区へのさらなる負担となるため、土地利用者の理解や地域との合意形成を得ることは困難として、コスト・実現性の視点から棄却しています。 また、上野遊水地の越流堤については、河川整備計画の目標に対して、戦後最大洪水を狭窄部上流の上野地区、狭窄部下流の木津川で安全に流下させるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えるために、上野遊水地が最適な構造となるよう、詳細な現地測量や模型実験の結果を踏まえ、解析を行い、越流堤高、越流堤長を決定しています。

表6.3-9 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.2 洪水調節の 観点からの 検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の取り除きを定期的に行えば、川に流れる量が増え、増水が和らぎ水害が減るのではないか。下流からの工事になるとしても、本気で取り組めばダムを造るより早い年月で対策ができると思う。 ・島ヶ原地区で河道掘削を行えば、築堤は不要ではないか。 ・川上ダムを造らなかった場合の淀川下流の河道掘削範囲が不明である。 ・想定外の洪水では、ダムは役に立たない。 ・青蓮寺ダム、比奈知ダム、高山ダムの利水容量を買い上げ、洪水期は、高山ダムの洪水時操作方法を見直し、岩倉地点流量を基準に放流量を減少させる操作方法とすれば、淀川本川で流量を最大毎秒500m³低減させることができるはず。木津川三重県管理区間他については、河道掘削等でダムなしの代替は可能である。また、非洪水期には他ダムの長寿命化の代替に活用する。そうすれば、ダム事業継続よりコストで代替案が圧倒的に有利である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・細目に基づき、段階的にどのように安全度が確保されていくのかという視点では、20年後においても木津川では河道の掘削等の河道改修について、事業に着手できておらず効果の発現は見込めないと想定されます。 ・細目において、「複数の治水対策案は、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されています。木津川（指定区間）は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、河川整備計画相当の目標流量を、三重県が策定中である木津川（県管理区間）河川整備計画を基に設定しています。 ・島ヶ原地区では、一部堤防が完成していないところがあるため、河道掘削の有無に関わらず、築堤が必要となります。 ・河道の掘削案の掘削区間の位置については、報告書にお示ししていますとおり、淀川（大臣管理区間）は4.0k～9.8kを設定しています。 ・細目において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度 ロ)目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか(略)」と規定されており、これに基づき評価を行っており、河川整備基本方針より大きい規模の洪水が発生した場合、降雨の時間分布、地域分布、規模等によって異なるが、すべての治水対策案において河道の水位が計画高水位を超える可能性があります。また、「川上ダム案」等の洪水調節施設による案は、「ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、(略)ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。」と記述しております。 ・ご提案の方式は、洪水のピークを予測しながら放流量を低減させる必要があり、降雨の時間分布や地域分布を適時・適切に把握・予測する必要があるなど非常に高度な洪水予測技術と操作が必要となることから、一般には採用していません。 ・木津川水系のダムは、下流河道が未整備であること等から、現時点では暫定的に、計画に比べ放流量を絞り込んだ操作を実施しています。 ・このため、大規模な洪水が発生した場合、ご提案の方法では洪水調節が不能となるリスクが高くなると想定されます。 ・なお、実際の洪水において、流入ピークが過ぎていることや降雨の継続の可能性がないことを高精度で確認できる場合には、危機管理的に実施することはあります。 ・細目の基本的な考えに基づき、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案においては、淀川水系河川整備計画において想定している目標を達成することを基本としており、他用途ダム容量の買い上げを中心とした案については洪水期、非洪水期ともに830万m³の容量を確保することとしています。 ・また、既設ダムの堆砂除去を計画的、継続的に実施するためには、非洪水期当初から830万m³を確保する必要があります。 ・このため、買い上げ利水容量を治水対策と既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策の2つの目的に使用することはできません。 ・水源取得の取り扱い、種々の条件を整理するなど、複数の関係利水者と十分に協議することが必要であり、また、協議に時間を要します。

表6.3-10 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
4.2 洪水調節の観点からの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・利水容量買い上げ案の効果の比較は、複数の降雨パターンで比較すべきであり、検討が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利水容量買い上げ案の洪水調節の検討は、複数の降雨パターンで検討しています。
4.3 新規利水の観点からの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市、西宮市、大阪府はじめ、下流のどの都市も水需要が減少し、10年後も減少が予測されているのに、ダム の利水容量調整など、その対策が示されていない。 ・水利権が余っている大阪府と水利権が不足している伊賀市でお互いに融通しあえばいいのではないか。 ・新規利水の検討にあたり、水余りを反映して開発水源の転用まで踏み込んで議論されている点は評価したい。 ・人口減少、水余りの見直しを行った上で、淀川水系全体の水を新たに配分すれば解決出来る。 ・大阪を初め、水余りが深刻な問題となっており、ダムは必要ということはない。 ・昨年12月1日の伊賀市主催の公聴会で出されたさまざまな意見が計画に反映されていない。 ・伊賀市は、今後人口が減少し、また大型工業団地計画も縮小するなど水余りの時代に、水需要は増加すると予測している。しかし、その根拠を示していない。 ・伊賀市で水不足が起きたと言うことは聞いたことがなく、川上ダムに依存しなければ水が不足するとは思わない。 ・これまで35年間の取水実績を重視し、安定水利権が伊賀市に与えられるべきである。 ・伊賀市も早急に川上ダムから撤退すべき。 ・青蓮寺用水活用案がトータルコストで有利である。代替案を確実に成立させるため、近畿地整は名張市の青蓮寺ダム係り水利権の伊賀市への譲渡に、積極的に仲介の役割を果たすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・細目において、「洪水調節、新規利水（略）」については、必要に応じ、細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。「利水代替案については、以下の5）～17）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる（略）7）他用途ダム容量の買い上げ（略）」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「他用途ダム容量の買い上げ」は、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。 ・公聴会は、伊賀市の水需給の見直し結果を報告する説明会として伊賀市が開催したものです。その水需給の見直し結果を踏まえ、伊賀市より以下のような回答を頂いています。 ・平成25年12月25日伊賀市長より、「従来どおりの開発量で川上ダム建設事業への利水参画継続の方針を決定した」旨の文書をいただき、引き続き川上ダム建設事業に参画する意思を有する旨が示されています。また、平成26年1月31日付けの「川上ダム建設事業への利水参画継続の意思確認について（再回答）」により、必要な開発水量として0.358m³/sを確認しています。 ・また、伊賀地域では、既存施設の枯渇等や宅地開発、工業団地・各種商業施設等の進展により、水需給が逼迫しており、現在管理している水源においても、水源の枯渇や水質の悪化などにより使用できなくなっている水源が多数存在する状況です。 ・伊賀市の必要な開発水量の根拠は参考資料にお示ししています。 ・昭和50年に許可した豊水利権は、水需要の逼迫等の緊急的な状況に対応するため、豊水条項を付して、やむを得ず特例的に許可していた水利権であり、流況悪化時には取水できなくなるものです。 ・この水利権は、伊賀市の申請により、平成21年3月31日に廃止されています。 ・なお、平成21年4月1日からは暫定豊水利権を許可していますが、将来の水源措置を前提として許可したものであり、流況の良い時だけに取水できる不安定な水利権であるため、安定水利権とはならないものです。 ・細目において「利水代替案については、以下の5）～17）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる（略）7）他用途ダム容量の買い上げ（略）」と規定されています。これに基づき、検討を行っています。 ・「他用途ダム容量の買い上げ」については、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。 ・名張市からは現状で活用することができる水源は無い旨の回答をいただいています。

表6.3-11 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.3 新規利水の 観点からの 検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国は再評価実施要領細目に従って、容量の買い上げ交渉を早急に実施する必要がある。 「活用可能な利水容量」の買い上げについて利水者との折衝を全く行っていません。検討する義務があるのにその義務を果たしていません。 「ダム水利からの撤退ルール」を検討すべきであり、既存設備の有効活用の一環として、余剰水利権の有効活用促進にも強く関わることを求められている。 新規利水対策案13は、比奈知ダムから前深瀬川に導水するという私たちの提案とは全く別物である。 川上ダムの運用開始は早くても8年先10年先だが、伊賀市は10年先までしか予測していないため、伊賀市の水需要予測を国交省は妥当と認めてはいけません。 	<ul style="list-style-type: none"> 水源取得の取り扱い、種々の条件を整理するなど、複数の関係利水者と十分に協議することが必要であり、また、協議に時間を要します。 川上ダム建設事業の検証については、水源取得も考慮し、評価を行っています。 対策案13はパブリックコメントにおいて「比奈知ダムの利水容量を買い上げ、伊賀市の新規利水に充当する。導水管は比奈知ダムから前深瀬川の約3kmとする。」という提案に対して立案したものです。 比奈知ダムで「活用可能な容量」（「報告書（素案）P4-155参照）は140万m^3であり、この量を比奈知ダムから前深瀬川間に新設する導水路で導水することとしています。 しかし、伊賀市の必要水量0.358m^3/sに対しては不足するため、不足する量を確保するために青蓮寺ダムの「活用可能な容量」を買い上げ、新たに名張川から木津川への導水路を新設することとしています。 なお、仮に比奈知ダムで伊賀市の必要水量を確保できたとしても、比奈知ダムから前深瀬川間に新設する導水路は構造上、川上ダム案よりも事業費が高くなることを確認しています。 平成25年12月25日伊賀市長より、「従来どおりの開発量で川上ダム建設事業への利水参画継続の方針を決定した」旨の文書をいただき、平成26年1月31日付けの「川上ダム建設事業への利水参画継続の意思確認について（再回答）」により、必要な開発水量として0.358m^3/sを確認しています。 利水参画者の必要量は水道施設設計指針に沿って算出されていること、事業認可の法的な手続きを経ていること、事業再評価において「事業は継続」と評価を受けていることを確認しています。
<p>4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 流水の正常な機能の維持の検討にあたり、水余りを反映して開発水源の転用まで踏み込んで議論されている点は評価したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。

表6.3-12 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.5 既設ダムの堆砂除去のための代替補給の観点からの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買上げ利水容量を非洪水期に活用し、同じ買上げ利水容量を洪水期には洪水調節の代替に活用する。このように二つの目的に活用することは可能である。別途830万³mの補給容量を確保する必要はない。 ・ 治水目的で既設ダムの利水容量買上げをすれば長寿命化容量も必要ないので、コストは合計で比較すべき。 ・ ダムの堆砂除去にあたっては、掘削した土砂を下流河川へ置き土すとの事であるが、その際はモニタリング等により、その効果等をきっちりと確認する必要がある。 ・ いわば特定のダムをリハビリさせる時、他のダムで代替するという話があったが、そういった一種の特殊な場合は、その流域全体で適切に水利権の運用を図るべきであり、特別な水利権の運用がなされても、住民感情としては十分受け入れられるのではないかと思う。 ・ 総括整理表（既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案）の3ダム活用案には、新たな整備が必要として維持管理費に年間2億1000万円もの経費が計上されているが、ここはゼロ円とすべきである。 ・ 水源取得に要する費用を明らかにするために、買上げ交渉を早期に着手すべきである。 ・ 水利権の運用の課題については、利水の観点だけでなく、ダムの長寿命化を図るという意味で、危機管理の観点からも議論することで解決策が見いだせるのではないかと思う。 ・ 青蓮寺ダムや高山ダムの長寿命化につながることを川上ダムの建設の理由に挙げているが、新たに川上ダムを造る前に、既設ダムの土砂をきっちり片付けるようなことに力を入れることが大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細目の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案においては、他用途ダム容量の買上げを中心とした案については洪水期、非洪水期ともに830万³mの容量を確保することとしています。 ・ また、既設ダムの堆砂除去を効率的、継続的に実施するためには、非洪水期当初から830万³mを確保する必要があります。 ・ このため、買上げ利水容量を治水対策と既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策の2つの目的に使用することは困難です。 ・ 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、事業の実施にあたっては、環境への配慮に努めるとともに、事業の実施にあたっては関係者と十分協議を行い、進めて参ります。 ・ 3ダム（高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム）における現行の維持管理費のうち、既設ダムの堆砂除去のための代替補給として確保する容量割合分の維持管理費用を計上したものです。 ・ 維持管理費については、ご意見を踏まえ、報告書の記述をわかりやすく修正します。 ・ 水源取得の取り扱いは、種々の条件を整理するなど、複数の関係利水者と十分に協議することが必要であり、また、協議に時間を要します。 ・ 川上ダム建設事業の検証については、水源取得も考慮し、評価を行っています。 ・ 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案においては、堆砂対策として適用例がある「貯砂ダム案」、「土砂バイパストンネル案」、「排砂ゲート案」、「浚渫案」についても検討を行っています。

表6.3-13 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.6 目的別の総合評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に治水目的だけであれば、川上ダムによる治水計画がコスト面で最も有利であるということは当然だと思う。 公共事業に際し、持続性の評価を行うことは国際的な趨勢であり、今回の検証においても、その要素が取り込まれていることは注目される。しかし、本来、持続性の評価は、環境、経済、社会の3つの観点から行われるべきところ、この点に係る細目の評価方法の記述は明確性や具体性に欠ける。「報告書(素案)」の持続性に関する記述からは、ほとんど実質的な検討がなされていないのではないかと疑念を拭い得ない。 総合的な評価をする際に10年、20年というタイムスパンを採用されているが、10年で区切るという根拠が必ずしも明確ではないと思う。時間的に経費が膨れ上がるものと、減るものがあるため、時間のある点で区切ったことによって、考慮しきれっていない部分があると思われる。時間軸に沿って各案を評価していただきたい。 評価軸の中の10年というのは、いわゆる効果の即効性という点から見れば、非常に重要な観点だと思う。 ダムによって土砂が遮断されることによる課題は明白であり、もう少し長い時間で見たとときの妥当性を検討項目に入れていただくのがいいのではないかと。 対策案を比較するには、ダムのデメリットを示した上で評価すべきではないか。 ダムのデメリットの例として、堆砂という問題がある。地元の人が一番被害を受けることから、地元の人には、ダムのデメリットを提示すべきであると思う。 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価について、川上ダム案と対策案とでは、改変される絶対的な数値が大きく違うにも拘わらず、「生物の多様性に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息環境の整備や環境保全措置を講じる必要があると想定される」という表現で、あまり違いがないような評価となっており、定性的な評価しかできていないと思う。 目的別の総合評価(新規利水)において、環境面からの評価の記述が軽視されている印象である。環境面からの評価を独立した項目として記述することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 細目において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。 細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(被害軽減効果)(略)ハ)段階的にどのように安全度が確保されていくのか(例えば5,10年後)(略)」と規定されており、これに基づき評価を行っています。 土砂流動については、細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)ハ)土砂流動がどのように変化し、下流河川・海岸にどのように影響するのか(略)」と規定されており、これに基づき、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じて、できる限り明らかにして評価を行っています。 細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)6)地域社会への影響(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 細目において、新規利水及び流水の正常な機能の維持の観点からの検討について「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~6)で示すような評価軸で評価する。(略)6)環境への影響(略)」と規定されており、「環境への影響」では、水環境、地下水位、地盤沈下、生物の多様性、土砂流動、景観、人と自然との豊かな触れ合い、CO₂排出負荷などの項目について、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じて、評価を行っています。

表6.3-14 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.6 目的別の総合評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで治水、利水と環境が対立してきたというのは、氾濫域の人たちの命や財産を守るという目的を達成するために進めてきた治水を主に置いた河川整備によって、河川環境にいろいろと問題が生じてきたということであり、環境のことをもっと重要に扱うべきというのが河川法改正でもあった。そういう意味で治水、利水を比較するだけでいいのかと感ずる。 ・被害を受けられる地元の人たちの努力と今までの経緯はわかるが、環境も含めて量的な検討をして、どう考慮してもこれしかない、という報告書にならないかと思う。 ・治水の目的に社会資本・資産を守ることがあると思うが、環境というのも国民共通の財産、資産であると位置付けし、治水の目的のために環境や景観は影響を受けても仕方がないということにはならないようにしていただきたい。 ・川上ダム建設が有利であるという結論が、100対0で決まったかのように見える資料となっているため、結論と対立する項目を詳しく記述し、結論に至る経緯をわかりやすく、できるだけ定量的もしくは詳細な定性的評価で記載すべき。 ・治水対策には川上ダムが最も有利で、コスト面でも有利、環境への負荷もそれらの利益を上まわるものではないというような報告書に不信を感じる。もっと多面的な方向からの報告書を求める。 ・検証要領細目に基づきダム検証に係る検討を行っている。ダム事業の目的の一つである利水について、これまでに多くの利水事業者が撤退した。今後、仮に伊賀市の新規利水がなくなった場合でも、利水目的でのダム事業が実施できるという結論に導かれやすい構造となっていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価軸ごとの評価「環境への影響（生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか）」については、生息・生育地の消失や改変による影響について現時点の検討結果を具体的に記述するよう修正します。 ・利水目的については、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給の目的別に検討を行っています。 ・また、細目において「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略) 2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。

表6.3-15 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.6 目的別の総合評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川上ダム案を採用した場合、大規模な構造物を造り、それが長期間にわたって存在することは事実であり、それが生物に与える影響が莫大なものであると判断できる。やむを得ないとしてしまうのではなく、少しでも生物に与える影響は少なくなるように、また、生物に与えた影響は普段から定量的に管理できるように配慮を持って、施工及び運営をしていかなければならないと考える。 ・環境の検討は、どのような影響があるのか定量的に評価を行い、少しでも生物に与える影響が少なくなるように配慮してほしい。 ・目的別の評価における環境の評価軸において、環境保全措置により環境への影響を回避・低減するとあるが、ダム建設により何らかの影響があることは明らかである。特に、河床の汚れや河床低下（攪乱の減少による滞筋固定化）が問題であることから、ダムの運用にあたっては、フラッシュ放流による攪乱が必要であることは理解できたが、これは自然現象に人為的な影響を及ぼすものであり、モニタリング等を行い慎重に実施されるべきである。 ・環境の評価の表現については短い言葉でしか示されていないが、細かいところまで検討されていることは理解した。 ・総合評価においては、単に必要な保全措置に努めるとされていることを根拠に、コスト、実現性の観点からの評価を覆すほどの要素はないと結論していることは、説得力を欠く。本事業のような場合、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを行うなどの手続を踏む方が実効的ではないかと思われる。しかし、現段階でそれが困難であるとすれば、少なくとも、具体的で有効性のある保全措置の検討がなされるべきである。 ・環境への影響の評価の中で、動物等への影響について、回避・低減に努めるとしているが、ダムによる遡上の阻害が考えられる。 ・淀川流域委員会の中で、遡上の阻害になるような堰等は、遡上できるように工夫していくという全体の流れも聞いている中で、環境への影響という視点からやむを得ず治水や利水のために川上ダムを建設する、というトーンにすべきではないか。 ・各事業におけるランニングコストが考慮されていない。 ・環境保全というものを河川管理の目的としているからには、事業による影響の有無だけでは扱いとしては不十分であり、その改善に掛かるコストも評価の中に入れなければならない。どのような影響があるのか定量的に評価した上で、ベネフィットやコストをラフでも試算しないとイケない。環境に関するデメリットについて、それを軽減したときにどのくらいの経費が掛かるのかを評価していただきたい。それを加えることによって、環境に対する配慮ができたと解釈できると思う。 ・対策案で、他水系からの導水という案があるが、導水をしてくる元の水系にとっては、水を引かれて何らかの影響があると思われるため、そのようなデメリットの記載があっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・川上ダム建設事業において、これまで環境影響評価法の技術的内容に準じて実施してきた調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の結果については「川上ダム建設事業における環境保全への取り組み」をホームページ (http://www.water.go.jp/kansai/kawakami/kankyoreport/index.htm) で公表しています。 ・「取り組み」では、オオサンショウウオの保全については、学識者の指導、助言を得ながら、オオサンショウウオの人工巣穴や遡上路のモニタリングを継続して取り組むこととしております。なお、ご意見を踏まえ、報告書に記述するよう修正します。 ・「取り組み」では、魚類への影響については、事業の実施により生息環境の一部が改変されますが、周辺に広く残存する環境において生息は維持されると予測しています。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては、環境への配慮に努めて参ります。 ・コストについては、細目に基づき、完成までに要する費用、維持管理費に要する費用、その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）の評価を行っています。 ・なお、ダム案については、環境保全措置として選択取水設備や曝気装置等の設置に必要な費用を残事業費に見込んでいます。 ・水系間導水案は、近接する水系の水利用状況を踏まえ、発電後直接海に放流されている宮川第二発電所の発電に利用された流水を取水し、前深瀬川まで導水するものであり、「実現性」については、見通しをできる限り明らかにして評価を行っています。

表6.3-16 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.7 検証対象ダムの総合的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「報告書（素案）」については、当然の結果だと捉えており、結論が出るのがむしろ遅い。 ・淀川水系流域委員会が発足して約8年間に及ぶ議論、検討がなされ、以降も検討の場で議論され、十分に議論も尽くされたと考え。 ・あと本体着工だけを除いて事業が進んでいないという状況であるが、命を守るという流域住民の安全面では非常に早く進めていただきたいと思う。 ・環境とダムとは両立しないような話があるが、地域の人々は、環境を守りながら生活をしてきており、対立軸をあおるのではなく、安全・命と環境を両立したダムを造っていただきたい。 ・既に本体着工直前まで工程が進んでいるという前提で4つの目的のうち3つにおいて、川上ダムが最も有利になるという結果は合理的である。 ・目的別の総合評価、総合的な評価の結果、ダム検証の手続きとして、川上ダム案が最も有利となることは理解できた。 ・ダムの必要性というのは十分理解しており、できるだけ早く完成に向かうほうが良いと思う。 ・川上ダムを早期に完成させるとともに、木津川下流および淀川流域の河川改修等も可及的速やかに完了させ、早急に、川上ダムが有する治水・利水等の効果を全面的に発揮し得る状態にすることが強く望まれる。 ・治水対策、新規利水対策、流水の正常な機能の維持対策、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策、いずれの案も川上ダム案が最も有利であるという結論の通りだと思う。 ・「検証ダムの総合的な評価において、最も有利な案は「川上ダム案」である」とされたことは、とてもよいことだと思う。一日も早く川上ダムの本体に着工し、完成させてほしい。 ・流域委員会で7年余りを費やして議論が尽くされた末、川上ダムを「淀川水系河川整備計画」に明確に位置付けている。 ・伊賀市長が川上ダム推進を決断し、伊賀市議会議員の圧倒的多数がダム推進に賛成を示している。 ・木津川及びその支流沿川に暮らす青山地域上下流住民の洪水被害を解消する為にもダム本体工事に着手し、安全で安心な川上ダムが完成させるとともに周辺整備事業の残事業を早急に完了させることを強く要望する。 ・洪水対策（河川改修、遊水地整備、川上ダム建設の3点セット）及び水不足解消のため、多くが用地を提供した。毎年繰り返される洪水の危機と水不足は、いったい何時、解消されるのか憤りを感じる。 ・旧青山町住民は無論のこと伊賀市民の多数は、ダム建設に賛成しているのが、現状である。これ以上の論議は無駄であり、一刻も早くダム事業を推進し民生の安定を図るべきである。 ・多方面にわたり検討されており、大いに評価される。「川上ダム案」が最もふさわしい。 ・計画から相当時間も費やしており、かつ最近の異常気象に伴う水害が全国各地で勃発している現状を見るにつけ大変心配しており、議論から早期建設に向けた関係者の更なるご尽力を流域住民として強く願う。 ・川上ダム案は最も有利とのことであり、川上ダムは、木津川の水位を低下させることで木津川の安全を高め、浸水被害を軽減させる効果があり、必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今後、検討主体として対応方針（案）を本省に報告した上で、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 ・川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたかと考えています。

表6.3-17 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.7 検証対象ダム の総合的 な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの原体験を踏まえるとダム建設によって失うものは多大であり、ダム建設には反対である。しかしながら、ダムには功罪が有り、川上ダムについては、洪水の被害等考えるとダムの恩恵を受ける方も多く、地元首長をはじめ地元住民でダム建設を待ち望んでいる意見があるということを踏まえると、軽々に反対と言えるものではない。 ・私たちの未来にとって最も不利な案が川上ダム建設だと思ふ。川上ダムを今更作っても下流域の治水にはならない。 ・ダムは水害対策にならず、新たな水害を起こす。健全な自然の循環を止めるから、災害がおこる。 ・多数の解決策の糸口が市民側から提示されているにも関わらず、誰が見ても明らかに無駄と思える公共事業を推進していくのか。 ・後世に負の遺産を残してはいけない。無駄な公共工事に巨額のお金を使うのはやめてほしい。 ・地域、住民を蔑ろにした事業は止めるべき。 ・いまあるものを活かした治水対策を考えるべき。ダムを作ることで持続的な未来は実現できない。 ・伊賀市にはすばらしい自治基本条例があり、すべてのまちづくりはこの基本理念から外れてはいけない。ダムでも例外ではない。 ・川上ダムは必要ありません。 ・有効な代替案があるのだからダムの建設は不要である。 ・ダムは必要なとき以外は造らない、というのが淀川流域委員会の提言でもあり、世界の常識。 ・伊賀市の総合計画案に川上ダムは無い。 ・地域住民をだましてのダム強行は許せません。 ・過去の経緯にとられることはない。現在、ダムがほんとうに必要なのか、しっかりと見定めなければならない。 ・何のためのダムなのか、再考を求める。 ・21世紀の河川管理の主体は、市民でなくてはならない。 ・ダム開発は人を狂わし不幸にする。 ・国民をだましてまでダムを建設するのであれば、それはゆるされることではない。 ・川上ダムは最も有効な問題解決法ではない。他のよりよい案の実現に尽力し、豊かな国土を創造してほしい。 ・総合的な評価をみると、コストを都合良く合わせているように感じられる。それぞれの案の費用には、幅があつてしかるべき。その範囲の中では、他のやり方の方が安い場合だって、あるのではないか。そうした可能性を排除しない事実に基づいた評価を是非していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今後、検討主体として対応方針（案）を本省に報告した上で、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 ・川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいて考えています。 <p>・ご意見を踏まえ、総合的な評価の記述については、検討の過程を詳細に記述するように修正します。</p>

表6.3-18 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
<p>4.7 検証対象ダム の総合的 な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オオサンショウウオの保全や、貯水池エリアの元の自然界消滅に対する補償コストが算定されないのは、大きな不公平である。 ・大きなダムは自然の形を大きく変えてしまい、変わったあとどうなるかは、決定的なことはわからない。オオサンショウウオなどを始め、多くの生態系を不自然に壊すとそれは人間社会にも悪影響がでてくる。 ・特別天然記念物オオサンショウウオは、捕獲したものを上流部に放したりもしているようだが、ダム建設を容認すれば、生息地を破壊してしまう。個体としての保護だけでなく、生息地をまるごと流域として保護されるべきであり、絶滅の危機に追いやることは許せない。 ・高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダムの利水容量を買い上げ洪水調節容量とし、前深瀬川、木津川三重県管理区間、木津川直轄区間の河道を掘削することにより治水代替案とする。また、買い上げた容量を非洪水期に既設ダムの堆砂除去のための代替補給に活用する。流水の正常な機能の維持目的はダムを中止することで代替の対応はしない。新規利水は、暫定水利権を復活し、さらに、名張市の水利権を譲り受け、青蓮寺用土地改良区の幹線水路を活用して送水する。この場合、川上ダム事業継続では全体の残事業費は632億円であるが、買い上げ利水容量の対価を100億円としても代替案全体のコストは388億円となり、代替案が圧倒的に有利である。 ・転用できる容量は、治水、長寿命化容量より多いので利水容量買い上げ案と、川上ダムの治水と長寿命化の費用の合計を比較すべき。 ・地域の住民の方の意見、環境の方の意見、いろいろあるが、環境面のフォローがあって治水や地域の方、そして下流の安全性について理解が得られるのではないかと。 ・今ある自然環境を守ることの方が大切だと思う。 ・ダムは自然環境や体系を壊してしまう。 ・現存樹林はCO₂を削減する。ダムより大切である。 ・自然環境を守りながら治水対策を施せば水害は防げるはず。 ・生物多様性を損ねてしまう工事をやり続けていくのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・川上ダム建設事業において、これまで環境影響評価法の技術的内容に準じて実施してきた調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の結果については「川上ダム建設事業における環境保全への取り組み」をホームページ (http://www.water.go.jp/kansai/kawakami/kankyoreport/index.htm) で公表しています。 ・「取り組み」では、オオサンショウウオの保全については、学識者の指導、助言を得ながら、オオサンショウウオの人工巣穴や遡上路的モニタリングを継続して取り組むこととしております。なお、ご意見を踏まえ、報告書に記述するよう修正します。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては、環境への配慮に努めて参ります。 ・細目において「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。 ・また、細目において、「各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。」と規定されており、これに基づき検証対象ダムの総合的な評価を行っています。 ・細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・川上ダム建設事業において、これまで環境影響評価法の技術的内容に準じて実施してきた調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価の結果については「川上ダム建設事業における環境保全への取り組み」をホームページ (http://www.water.go.jp/kansai/kawakami/kankyoreport/index.htm) で公表しています。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては、環境への配慮に努めて参ります。

表6.3-19 頂いたご意見と検討主体の考え方

章	主なご意見	検討主体の考え方
4.7 検証対象ダム の総合的 な評価	<ul style="list-style-type: none"> 容量買い上げについて、比較表では「関係者の調整が必要」と整理されているが、例えば時間軸を考えたとき、既に運用されているダムでの法制度等と照らして、実現性として比較的短時間で調整できるのか、かなり難しい要素があるのか表現すべきである。川上ダムが有利ということはわかるが、もう一歩踏み込んだ記述が必要ではないかと感じた。 転用可能な開発水源として示された水量は、ある種の社会の余裕と見なし、それをうまく活用しながら持続的に社会資本が利用できるよう効率的に運用していただければと感じた。 「活用可能な利水容量」を長寿命化や治水へ転用し、淀川水系の既存施設を広く有効活用するという本来の使命を見失っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水源取得の取扱いについては、「種々の条件を整理するなど、複数の関係利水者と十分に協議することが必要である。また、協議に時間を要する。」としています。
5. 費用対効果 の検討	<ul style="list-style-type: none"> ダム検証の趣旨の中には、当初の計画の中に加えられていない側面もあると考えられ、それらを検討した結果が計画を進めているときのB/Cと違ったとしても、当然のことであって、おかしいことにはならないと思う。ただし、B/Cに従って計画変更をしなければいけないかといったら、必ずしもそうではなく、社会的な状況とか、各地域の首長の意向などを含めた合意によっては、B/Cに反する判断もありうると思う。 費用対効果がきちんと検討されていない。 費用対効果の試算なしに、巨額の公共工事を行うことは反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> 細目において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。（略）2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて（略）全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の評価を行っています。 細目に示されている方策を参考にして、できるだけ多くの対策案を立案したことから、概略評価による対策案の抽出を行ったうえで、目的別の総合評価を行いました。 費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき、適切に算定しています。 なお、算定結果については、報告書にお示ししています。
6. 関係者の意 見等	<ul style="list-style-type: none"> 川上ダムに直接関係のある人の意見にもっと耳を傾けてほしい。 その地域に住んでいない人は、その地域に住む人の気持ちはわからないものです。その地域に住んでこそダムの必要性がわかるのです。 ダム建設ありきの進め方ではなく、冷静に多くの人の知見・意見を聞いて判断してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置をとることが重要と考えています。 これまでの川上ダムの検証手続きでは、平成24年12月21日から平成25年1月21日にかけて、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出結果についてのパブリックコメントを行いました。

6.3.4 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

【三重県知事】

「川上ダム建設事業については、「継続」することが妥当であると考えられる。」とした対応方針（原案）については、異存ありません。

今後は、1日も早く対応方針を決定するとともに、建設期間をできるだけ短くし、川上ダムの早期完成を望みます。

また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減を図り事業費の縮減に努力していただきたい。

【京都府知事】

川上ダム建設事業について継続することが妥当という対応方針（原案）に異論はない。

なお、早期に検証を終えるとともに、早期完成を目指し、ダム事業の推進に努められたい。また、事業実施にあたっては、コスト縮減と工期短縮に努めるとともに、既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量について治水安全度の向上に有効活用をお願いしたい。

【大阪府知事】

「川上ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありませんが、以下の事項を要望します。

1. 淀川流域の治水安全度向上のため、事業効果の早期発現に努めること
2. 建設費用とその負担の更なる縮減を図ること
3. 「淀川水系水利用検討会」での検討を早急に進め、既存ダムの利水容量を有効に活用すること

【奈良県知事】

川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見について、意見はありません。

なお、川上ダム建設事業の実施においては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いいたします。

6.3.5 関係利水者からの意見聴取

「報告書（原案）案」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

【伊賀市長】

伊賀市では、川上ダムからの受水を前提として三重県企業庁において実施された「伊賀水道用水供給事業」を平成22年4月に継承しました。しかし暫定豊水水利権での稼働率は約50%しかなく、昨年市が独自に設け審議された「川上ダムに関する検証・検討委員会」からの上申書に基づき、水需要や水源等の見直しを行った結果、川上ダムに現計画での利水を求めないと安定した水道水の供給ができないとの結論に達しており、川上ダム建設事業への利水参画継続の意思表示も行ったところです。

今般、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」での詳細な検討結果を踏まえて作成された「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」では、総合的な評価において最も有利な案は「川上ダム案」と評価され、対応方針（原案）案として、川上ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられると示されたことは、極めて妥当であると考えると共に、次のことについて強く要望します。

- 1) 川上ダムの検証作業を早急に終え、本体工事に早期着手されたい。
- 2) 利水者として現計画以上の負担が生じないよう、さらなるコスト縮減と工期短縮に努められたい。

6.3.6 事業評価監視委員会からの意見聴取

「報告書（原案）」に対する事業評価監視委員会の意見聴取を下記のとおり実施した。

- (1) 意見聴取対象：「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」
- (2) 意見聴取日：平成26年7月23日（水）
- (3) 近畿地方整備局事業評価監視委員会委員

表 6.3-20 近畿地方整備局事業評価監視委員会委員

氏名	所属等
江崎(えざき) 保男(やすお)	兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科長・教授
帯野(おびの) 久美子(くみこ)	関西経済同友会 常任幹事
○小林(こばやし) 潔司(きよし)	京都大学経営管理大学院 経営研究センター長・教授
駒林(こまばやし) 良則(よしのり)	立命館大学 法学部法学研究科 教授
正司(しょうじ) 健一(けんいち)	神戸大学 理事・副学長・教授
寶(たから) 馨(かおる)	京都大学 理事補・防災研究所教授
竹林(たけばやし) 幹雄(みきお)	神戸大学大学院 海事科学研究科 教授
田中(たなか) 等(ひとし)	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
中村(なかむら) 智彦(ともひこ)	神戸国際大学 経済学部 教授
藤本(ふじもと) 英子(ひでこ)	京都市立芸術大学 美術学部環境デザイン研究室 教授

(敬称略 五十音順) ※○委員長

(4) 事業評価監視委員会の審議結果を以下に示す。

[再評価対象事業]

・川上ダム建設事業

審議の結果、「川上ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

なお、委員会における検討及び上記判断の理由は、以下のとおりである。

- ①近畿地方整備局並びに独立行政法人水資源機構は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて「川上ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」を設置して川上ダムの検証を進め、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は現行計画案（川上ダム案）であると評価した点について、当委員会としても妥当であると判断できる。
- ②川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）作成にあたっては、パブリックコメントの実施や学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くなど、検証に係る検討の進め方、検討手順に不備が無いことを確認した。
- ③関係府県知事（三重県、奈良県、京都府、大阪府）への意見聴取において、「川上ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられるとした対応方針（原案）については異存ありません」と回答されている。
- ④事業の投資効果（費用対効果）においても、全体事業におけるB/Cは2.4、残事業のB/Cは5.9であり、事業の投資効果が確認できた。

以上、総合的に判断した結果、事業評価監視委員会としては、川上ダム建設事業について対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。